

新たな障害者スポーツセンター整備 基本計画

**令和5年3月
名古屋市**

目 次

1	はじめに	1
	（１）事業の背景	1
	（２）先行調査の整理	2
2	諸条件の整理	4
	（１）計画地の概要	4
	（２）現在の障害者スポーツセンター	7
	（３）利用ニーズの把握	9
	（４）関連計画の整理	18
	（５）他都市事例の調査	27
3	整備方針	38
	（１）新たな障害者スポーツセンターの必要性	38
	（２）整備コンセプト	38
4	施設整備の概要	39
	（１）施設整備方針	39
	（２）導入機能	40
	（３）配置計画	43
	（４）建築計画	44
	（５）構造計画	47
	（６）設備計画	49
	（７）その他の計画	50
5	整備手法等の検討	68
	（１）概算工事費の算出	68

(2) 整備・管理運営手法の検討	69
(3) 財源	69
(4) 事業スケジュール	71
資料編	72
各種図面関係	73
パース	76
各種基準性能及び目標値	83
建築基準法・消防法に関する法チェックリスト	86

1 はじめに

(1) 事業の背景

東京 2020 パラリンピック競技大会の開催、2026 年には愛知県・名古屋市において、第 5 回アジアパラ競技大会が開催されるなど、近年、障害者スポーツへの関心が高まる中で、障害者が身近な地域でスポーツ活動ができる環境づくりが求められている。現在の障害者スポーツセンター（名古屋市名東区勢子坊二丁目 1501 番地）は、市域東部に立地しており利用者の居住地の偏りや竣工後 40 年以上を経過しており施設の老朽化の進行に伴い、大規模工事の実施により長期間の休館が発生する等の課題が生じていることから、これらの課題を解決するため、本市内において新たな障害者スポーツセンターの整備を検討することとなった。本市として 2 館目となる新たな障害者スポーツセンターの整備にあたっては、令和 3 年度に「新たな障害者スポーツセンター整備検討基礎調査」（以下「基礎調査」という。）において報告された内容を基に、その必要性及び整備地などについて取りまとめを行ったところである。

本基本計画は基礎調査の内容を踏まえつつ、本市における新たな障害者スポーツセンターの整備について検討したものである。

(2) 先行調査の整理

「新たな障害者スポーツセンター整備検討基礎調査報告書」(令和4年3月)において、新たな障害者スポーツセンター整備方針として、主に以下の点が整理された。

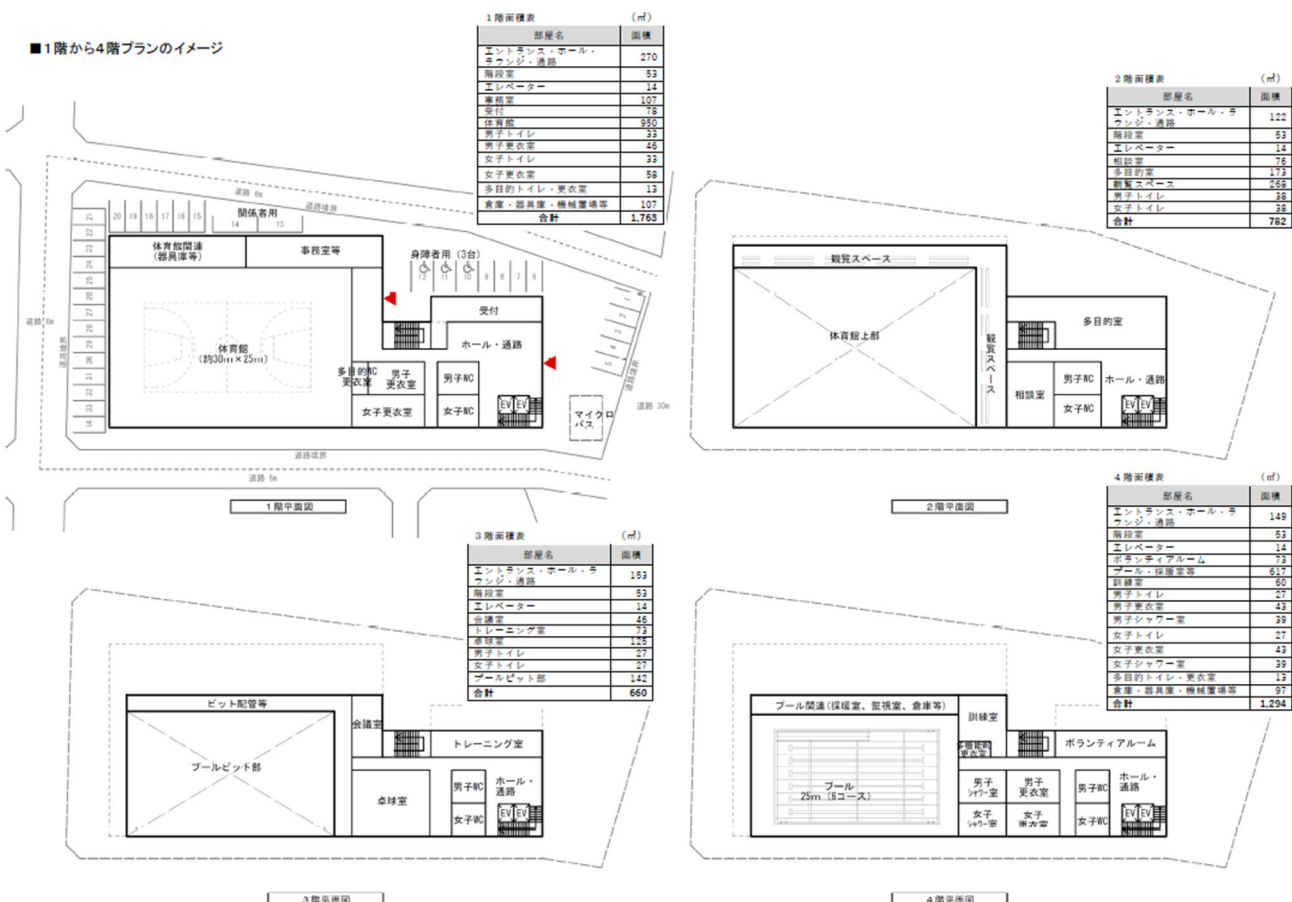
- ・立地方針として、市内の3か所の候補地を比較検討した結果、西区押切一丁目の旧西区役所跡地が最もふさわしい整備候補地とされた。
- ・施設方針として、「市内全域から利用しやすく、現在の障害者スポーツセンターとともに市の障害者スポーツの拠点となる、安心・安全・快適に利用できる障害者スポーツ施設」を目指すこととされた。
- ・施設整備にあたっての課題と対応方針が以下のように整理された。

施設整備の課題
①ドアツードアでストレスの少ないアクセスの確保 ⇒メイン動線から分かりやすく、近い位置となるエントランスの配置 ⇒雨天時も利用しやすい駐車場利用
②ニーズに対応した諸室の確保 ⇒公式大会の開催可能なコートの確保 ⇒多目的利用可能なスペースの確保
③障害者の視点に立った施設づくり ⇒多目的更衣室の確保
④各スポーツセンターとの役割分担の整理

整備への対応
<アクセス> ○メイン導線となる東側道路から見やすく、近い位置にエントランスを配置する。 ○身障者用駐車場については、ピロティ等により傘不要でのエントランスまでのアプローチ(→軒先設置ができるように配置)
<ニーズ対応> ○車いすバスケットボール等の公式試合が開催できる競技区域内(FOP)の確保に務め、競技の幅を広げる ○多目的に利用可能な「多目的室」の確保
<役割分担> ○現センターと同程度の諸室の確保

- ・配置イメージ、各階プランのイメージが整理された。

■1階から4階プランのイメージ



- ・今後の課題として、以下の6点の必要性が謳われた。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1) 2館体制における役割分担（の整理） | 4) 事業手法（の検討） |
| 2) 施設計画・運営に係る検討 | 5) 財源の確保 |
| 3) アクセス性の向上に係る検討 | 6) 地域との連携の視点 |

- ・現在の障害者スポーツセンターとともに、市の障害者スポーツ振興の拠点となるよう、以下の3つの方針が掲げられた。

- | |
|---------------------------|
| 1) 障害者のニーズに対応した拠点となる施設づくり |
| 2) 障害者のアクセス性に配慮した施設づくり |
| 2) 地域と連携し、情報発信の拠点となる施設づくり |

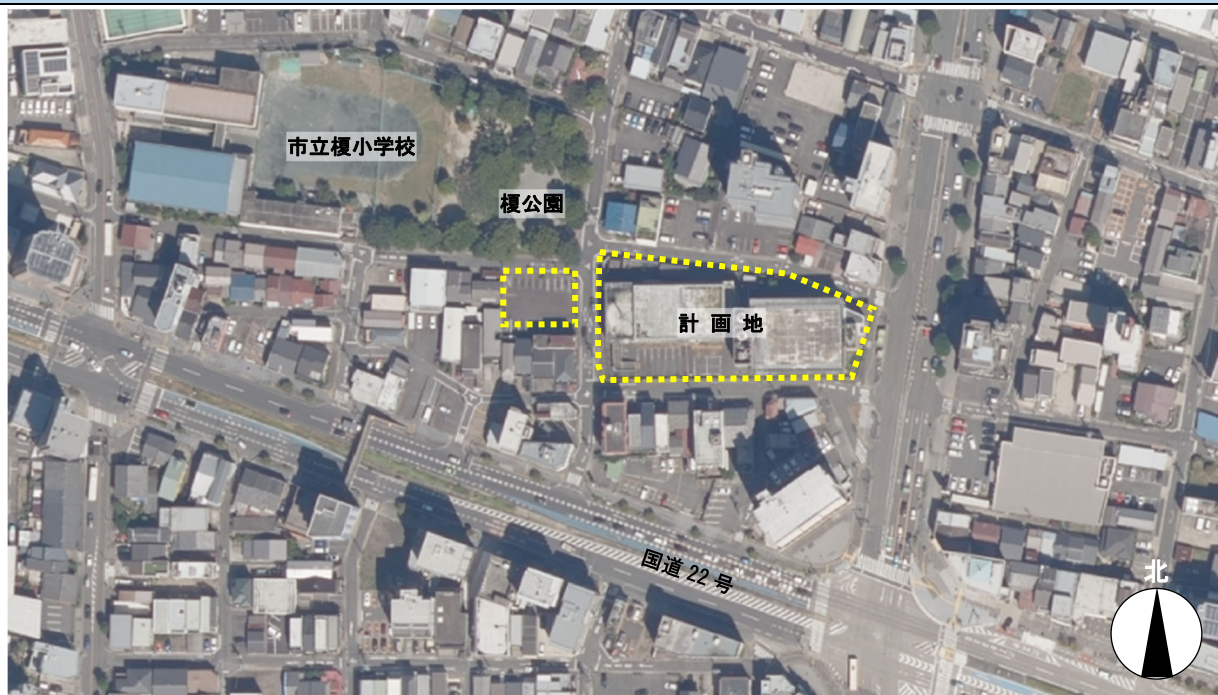
2 諸条件の整理

(1) 計画地の概要

計画地の敷地条件、インフラ状況を以下に整理する。

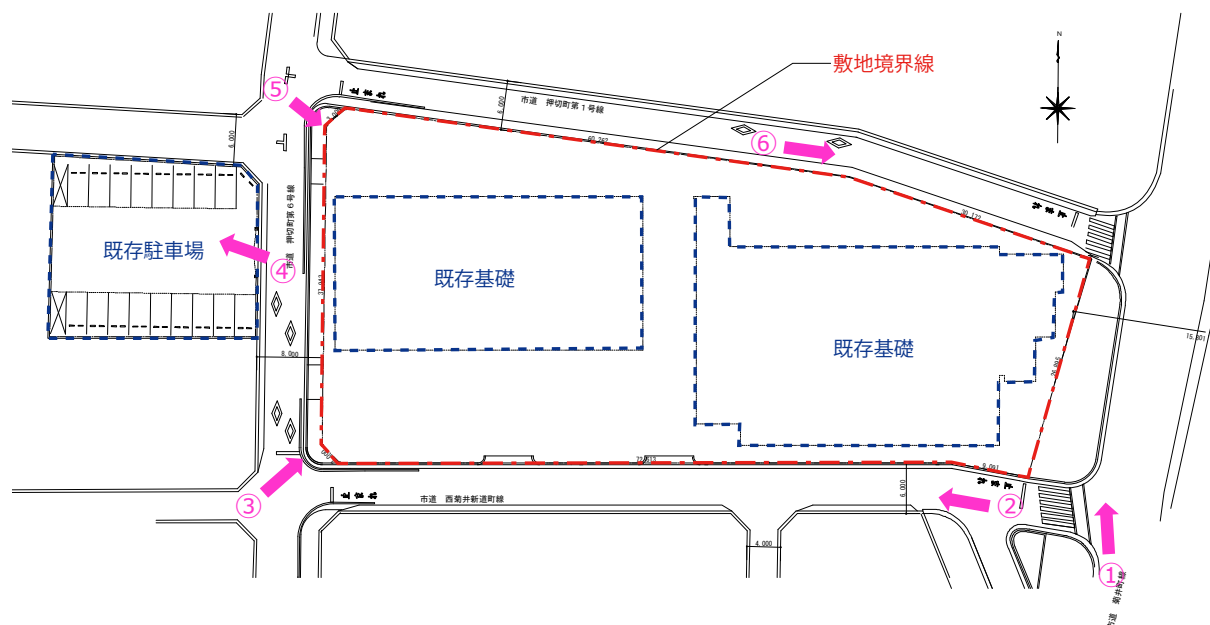
計画地			
敷地	地番	名古屋市西区押切 1 丁目 801 番、710 番	
	面積	3,632.25 ㎡（801 番及び 710 番）	
	前面道路	北側：公道（6m） 西側：公道（8m） 南側：公道（6m） 東側：公道（31m）	
	用途地域	近隣商業地域／商業地域	
	防火／準防火	準防火地域	
	容積率	200％／400％ ※異なる用途地域における敷地按分で算出すると 254％	
	建ぺい率	80％／80％	
	高さ制限	○道路斜線制限：適用距離 20m、勾配 1.5 ○北側斜線制限：なし	
	高度地区	絶対高 31m高度地区	
	日影規制	あり（近隣商業地域） 対象建物：高さ 10m超の建築物 測定位置：平均地盤面から 4 m 規制時間：敷地境界線から 5m を超え 10m以内の範囲…5 時間 敷地境界線から 10mを超える範囲…3 時間	
	公共交通要件	地下鉄「浅間町」西約 500m 市バス「押切町」すぐ	
	自動車交通要件	名古屋高速都心環状線丸の内 I.C 北西約 2.2km	
	その他 都市計画情報等	・都市機能誘導区域：区域内 ・居住誘導地域：地域内 ・緑化地域（緑化率 10%のところ公共建築物 5%上乘せ）	
インフラ 状況	地歴	旧西区役所跡地	
	洪水ハザードマップ	想定される浸水深 1.0～3.0m 未満	
	設備	設置場所	概要
	上水	南側道路	D200
		東側道路	D200
		西側道路	D100
		北側道路	VP40
	下水 いずれも合流式（Ⅰ）： 汚水・雨水とも下水 道本管へ流す	南側道路	300T
		東側道路	300T
西側道路		300T	
北側道路		300T	
都市ガス	北、西、南側道路	100	
	東側道路	150	
電気	北、西、南側道路	電柱、電線あり	
電話	北、西、南側道路	電柱、電線あり	
消防水利	市立榎小学校校庭	防火水槽 100t	

位置図（航空写真）



出典：地理院地図（写真）を加筆

敷地図



※番号及び矢印は写真番号及び撮影方向を示す
 ※詳細は別紙（敷地現況図）を参照

現況写真



①南東側



②南東より西



③南西



④駐車場用地



⑤北西



⑥北より東

(2) 現在の障害者スポーツセンター

現在の障害者スポーツセンターの概要等について、以下に整理する。

1) 現在の障害者スポーツセンター概要

①施設概要

基本情報	名称	名古屋市障害者スポーツセンター
	開館日	昭和56年5月11日
敷地情報	所在地	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地
	アクセス	地下鉄「本郷駅」下車1,600m 市バス「障害者スポーツセンター」下車すぐ
	敷地面積	6,781.20 m ²
建物情報	構造	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階
	延床面積	4,480.53 m ²
	主な諸室 構成	体育室：819.20m ² 温水プール：716.80m ² トレーニング室：89.40m ² 卓球室：154.70m ² サウンドテーブルテニス室：56.30m ² 社会適応訓練室：114.86m ² 会議室：102.20m ²

②位置



資料：新たな障害者スポーツセンター整備検討基礎調査報告書（R3年度）

2) 現在の障害者スポーツセンターの状況

ア 施設のバリアフリー等

○館内外、様々な設備へのバリアフリー対応が施されており、障害者の利用に配慮した施設となっている。

・館内及び周辺地の誘導点字ブロック



・廊下手すり（館内案内点字付）



・多目的更衣室、多目的シャワー室



・身体障害者用便器・洗面設備



- ・車いす利用者専用トイレ、多目的トイレ
- ・救助コール（更衣室等から事務室へ）
- ・車いす利用者用観覧席

イ 利用者に配慮したスポーツ設備

○館内のスポーツ施設等は、障害がある利用者に配慮され、利用者が安全で快適、より利用しやすい工夫がみられる。また、開館当初は設置がなかったものの、利用者の利便性向上のため、分かりやすいサイン等が設置されている。

・館内のサイン



- ・プールの車いす入水用スロープ、入水用車いすが用意されている。
- ・トレーニング室にリハビリ機器が設置されている。

ウ 避難経路の確保

○災害時等に備え、2階からの避難ができるよう、屋外に避難用のスロープが設置されている。

3) 交通アクセスの確保

○郊外型施設となっており、最寄りの鉄道駅（地下鉄東山線本郷駅）から約 1.5km の距離があるが、施設前に市バス停があり地下鉄本郷駅からの公共アクセスが確保されている。またあわせて無料福祉バス「サンサン号」が運行され、利用者のアクセス性の向上に努めている。

(3) 利用ニーズの把握

新たな障害者スポーツセンターの検討にあたり、利用ニーズを把握するため、アンケート調査及び各種団体へのヒアリングを行った。

1) アンケート調査（詳細は「障害者スポーツに関するアンケート調査報告書」参照）

①調査概要

調査対象：障害者手帳を所持する名古屋市内の障害者 無作為抽出 3,500 名

調査時期：令和 4 年 7 月 26 日～8 月 15 日

回収状況：

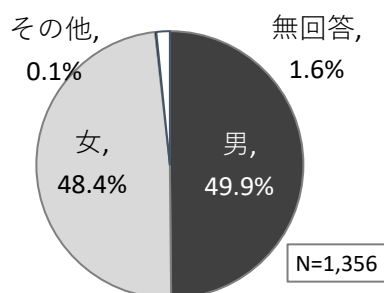
配布数	回収数	回収率
3,500	1,356	38.7%

②調査結果

■回答者属性

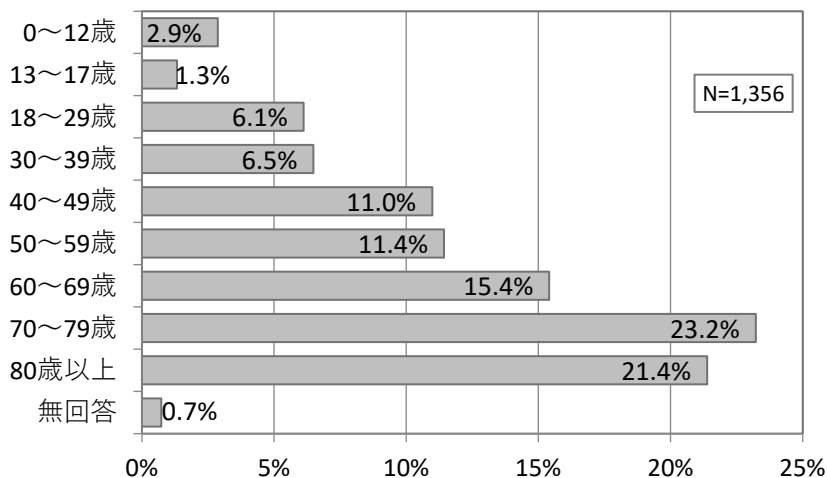
【性別】

男女が概ね半数。



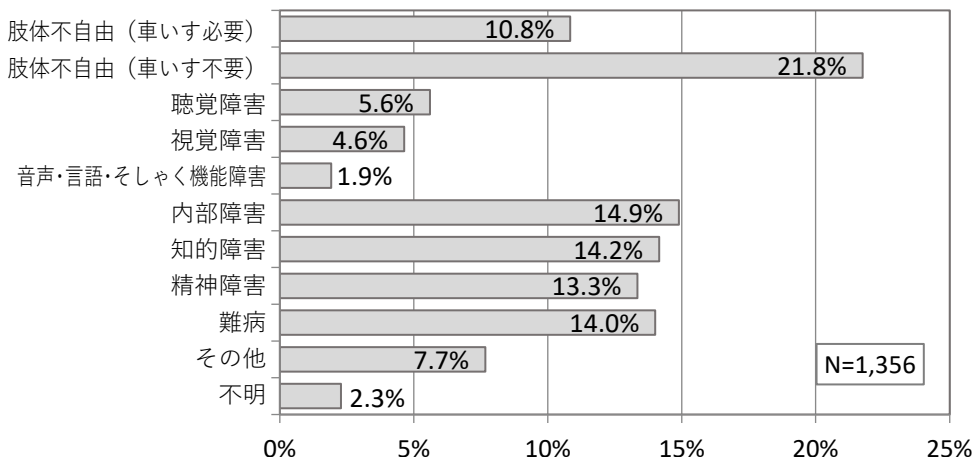
【年齢】

「70～79 歳」が 23.2%と最も多く、次いで「80 歳以上」が 21.4%、「60～69 歳」が 15.4%。



【障害の種類】

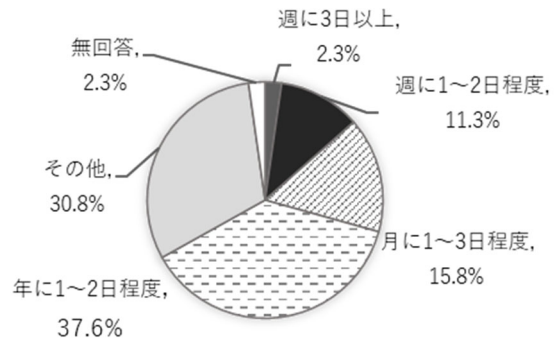
「肢体不自由」（車いす不要）が 21.8%と最も多く、次いで「内部障害」が 14.9%、「知的障害」が 14.2%、「難病」が 14.0%。



■今の障害者スポーツセンターについて

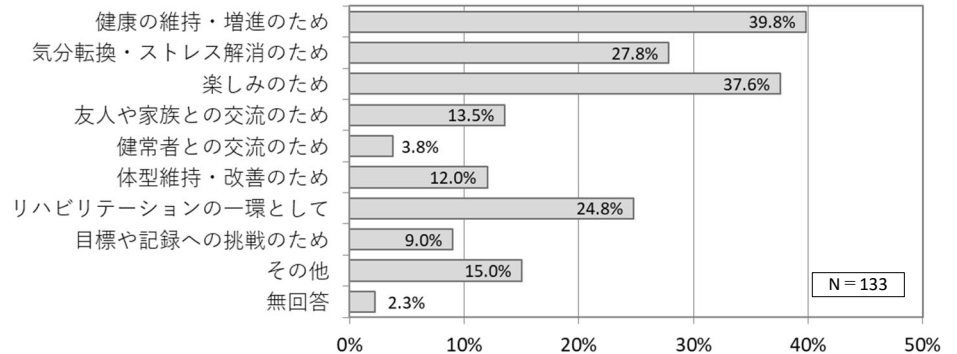
【利用頻度】

「年に1～2日程度」が37.6%で最も多い。
「月に1～3日程度」が15.8%、
「週に1日以上」は、13.6%。



【利用目的】

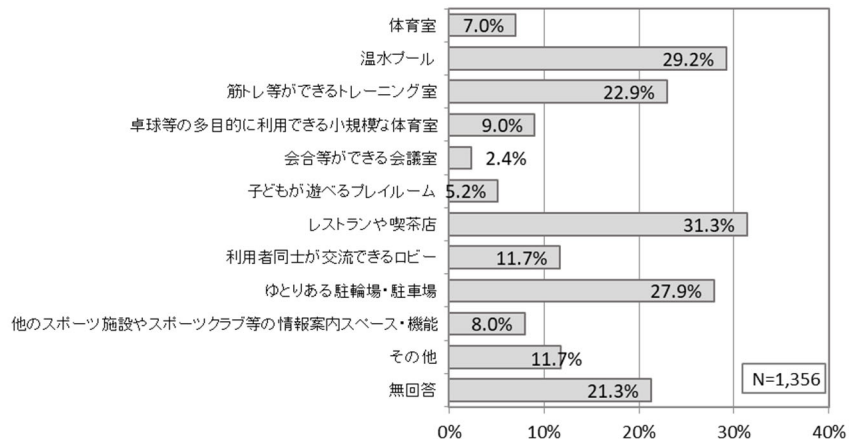
障害者スポーツセンターを利用したことがあると回答した方に利用目的を聞いたところ利用目的は、「健康維持・増進のため」が39.8%で最も多く、次いで「楽しみのため」が37.6%。



■新たに整備を予定している障害者スポーツセンターについて

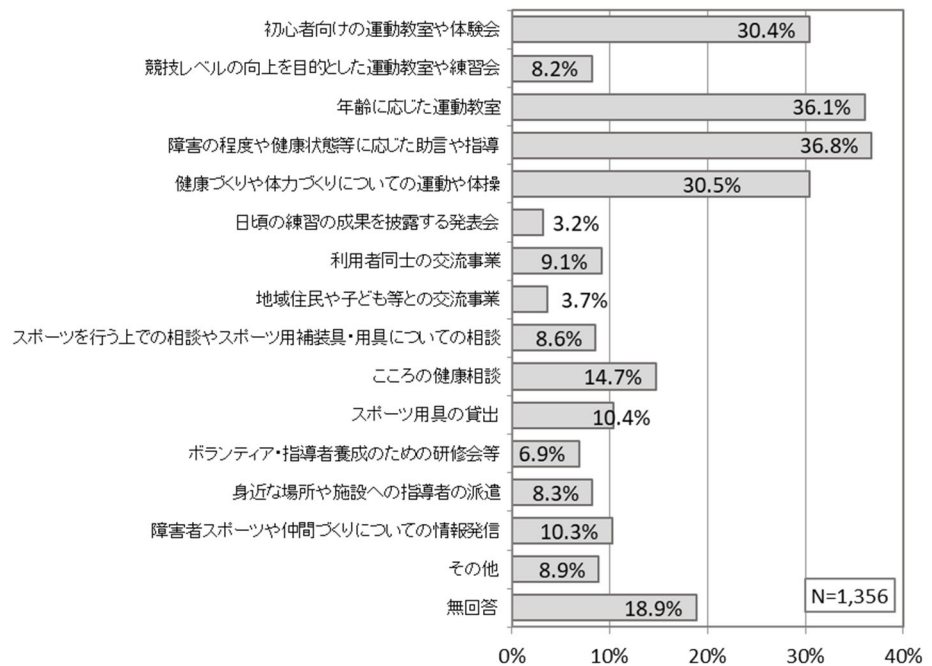
【期待する機能】

運動系機能としては、「温水プール」が29.2%、「トレーニング室」が22.9%と多く、その他の機能としては、「レストランや喫茶店」が31.3%、「ゆとりある駐輪場・駐車場」が27.9%。



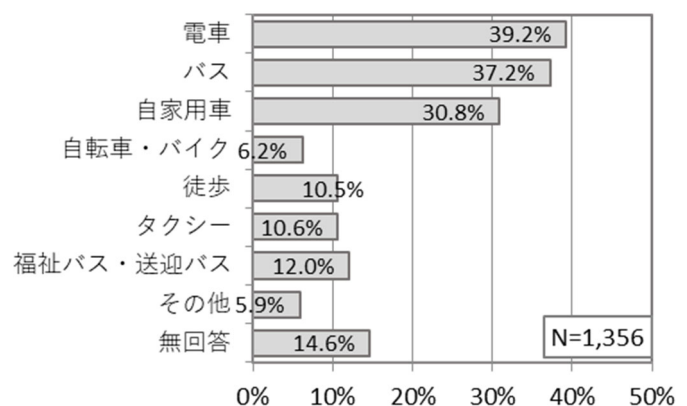
【期待する事業】

「障害の程度や健康状態に応じた助言や指導」や「年齢に応じた運動教室」が40%近い。



【利用時の交通機関】

利用時の交通機関としては、「電車」、「バス」がそれぞれ40%近く、「自家用車」が30%程度。



③考察

1 基本属性

- ・回答者の性別は男女ほぼ半数で、年齢は高齢層からの回答が多くなっており、60歳以上が60%を占めている。
- ・障害の種類は、肢体不自由が30%以上を占め、内部障害、知的障害、精神障害がそれぞれ15%弱となっている。

2 運動・スポーツの実施状況について

- ・本市の18歳以上の方で「1週間に1日以上」運動やスポーツをしている人は31.8%となっており、国の30.9%（2022年度）をやや上回っている。なお、20歳以上の健常者の名古屋市の運動・スポーツ実施率は53.3%（2022年度）、国は52.3%（2022年度）となっている。
- ・障害種別では、「肢体不自由（車いす必要）」の人の実施率が低く（21.1%）なっていることから、車いすが必要な方も運動・スポーツを楽しむことができる環境を整えていくことが重要であると考えられる。
- ・運動・スポーツの種類について、ウォーキングに取り組む人、今後もウォーキングを望む人が多くみられる一方、年齢、性別、障害の種類によって様々なスポーツが楽しまれている傾向がみられる。（例：若い世代や女性で体操やダンスの割合高、肢体不自由（車いす必要）でトレーニングの割合高等）
- ・今後行いたい運動・スポーツでは、水泳・水中運動・水中歩行、ジョギング、ランニング、サイクリングといったメニューが、現在行っている運動・スポーツの回答率を上回っており、これらのスポーツについてニーズが高いと考えられる。
- ・運動・スポーツを実施する場所について、自宅や自宅付近の公園などが55.4%と最も多くなっている一方、市内のスポーツセンターなどは10%強となっている。
- ・運動・スポーツを行う目的として、「健康の維持・増進のため」が最も多く、年齢が高くなるほどその傾向が強くみられる。障害の種類では、「肢体不自由」や「視覚障害」で「リハビリテーションの一環として」の割合が高くなっているが、これらリハビリテーションメニューに、運動・スポーツを楽しむことができる要素を加えることで、運動・スポーツの継続につながる可能性がある。
- ・運動・スポーツを行う上での障壁として、「体力がない」が最も多くなっているが、障害の種類別に見ると、「介助者がいない」（「肢体不自由（車いす必要）」、「視覚障害」「知的障害」等）、「指導者がいない」（「知的障害」等）、「障害に適した運動・スポーツがない」（「肢体不自由」、「聴覚障害」、「知的障害」等）といった回答について、特定の障害の種類で回答率が高くなっており、個別のニーズに対応することで、障害のある人も運動・スポーツに取り組むことができる環境づくりにつながると考えられる。

3 今の障害者スポーツセンターについて

- ・利用者は「年1～2日程度」「月に1～3日」が多く、利用している人の多くはリピーターになっていることがうかがえる。
- ・センター利用の目的として、「健康の維持・増進のため」が4割近くと最も多いが、「楽しみのため」「気分転換・ストレス解消のため」といった回答が、「運動・スポーツを行う主な目的」の回答と比較しても、割合が大きくなっており、障害者スポーツセンターの機能として、多様なニーズに対応しているものと考えられる。

- ・利用したことがない理由として、施設のある場所が行きづらいとの回答が約3割となっており、交通のアクセス性について、今後検討が必要であると考えられる。

一方、新たに整備が予定される障害者スポーツセンターはターミナル駅である名古屋駅などからの交通利便性を活かし、より一層の利用が期待される。

4 新たな障害者スポーツセンターに求められる機能等について

- ・期待されている運動系機能として、今後行いたい・続けたい運動・スポーツでもニーズが高かった「温水プール」が3割近くの回答となっており、また「筋トレ等ができるトレーニング室」も2割超となっており、施設整備にあたっては、それらの機能を有することは必要不可欠である。

その他運動系以外の機能としては、「レストランや喫茶店」が31.3%、「ゆとりある駐輪場・駐車場」が3割近くとなっており、建築条件等も考慮しながら、アンケートにもある通りニーズに配慮した計画づくりが必要と考えられる。

- ・期待される事業として、「障害の程度や健康状態に応じた助言や指導」や「年齢に応じた運動教室」が4割近くとなっており、利用者のニーズに応じたきめ細やかなサポートや運動教室等のサービス提供が必要と考えられる。
- ・利用が想定される交通機関として電車、バスがそれぞれ4割近く、自家用車が3割程度となっており、公共交通の充実や駅・バス停からセンターへのアプローチについて、バリアフリー化した環境を整えることが重要であると考えられる。

2) 各種団体ヒアリング

①地域団体からの主な意見

項目	意見概要
整備の方向性	・区役所が移転してしまい、地域の目玉の施設がない状態である。地域の方が使うことができ、この地域の起爆剤となるシンボリック施設となることを期待している。 ・周辺には保育園も多く、保育園の子供たちも気軽に立ち寄れるような施設になっていくと共生社会がより拡大していくと考える。 ・共生社会の実現の場とするなら、「障害者スポーツセンター」という名称よりは、「ユニバーサルスポーツセンター」や「福祉スポーツセンター」、西区なら「もーやっこ※スポーツセンター」等、障害者と付けない方が良いのではないかと。※みんなで仲良く分け合うという意味の名古屋弁。西区の区域運営指針 ・全国的に「ユニバーサルスポーツセンター」を打ち出している施設は大規模な施設が多く、地域に根差した小規模な施設で、ユニバーサルスポーツを打ち出しているものは全国初になると思う。期待している。
施設計画	■建築物 ・多目的室について、地域の会議等で使用する際に参加人数に応じてパーティションなどでレイアウト変更できるようにして欲しい。 ■設備等 ・誰もが利用しやすい施設とするのであれば、トイレ等についても子ども用トイレの設置を検討するなどして欲しい ■外構・駐車場 ・敷地に余裕があるのなら平面駐車場ではなく、立体化を検討してほしい。 ・地下駐車場の整備も検討して欲しい。

②障害者団体からの主な意見

項目	意見概要
施設計画	■建築物 ・パラスポーツ競技で体育館、プールを利用する際に必要な広さ、高さを調査し、計画に反映してほしい。 ・全国で大阪、横浜、千葉の障害者スポーツセンターでは宿泊所を設けている。名古屋市でも全国大会の時など利用する方がいるかもしれないので、宿泊所の設置を検討してほしい。 ・カームダウン室は一畳くらいのスペースでいいので、整備当初から設置し、パンフレットや HP 等にも明記してほしい。初めて施設を利用する場合に施設が利用可能か確認する人も多い。またカームダウン室には、事務室と連絡が取れるような設備の設置もお願いしたい。 ・医務室のような機能や看護師等がいれば、てんかん発作やケガ等があった際に安心である。 ・地域の当事者団体としては会議室や多目的室をつくってほしい。ボッチャなどにも活用可能であると思う。 ・自動販売機だけではなく、食事ができるスペースもあると良い。 ・スポーツ大会等ではトイレと食事に困ることが多いので、検討をお願いしたい。 ・家族更衣室について、母親が成人の男の子を介助するケースも多い。逆に父親が娘を介助することもある。スペースはしっかり確保してもらいたい。トイレも異性介助できるよう、整備の検討をお願いしたい。 ■設備等 ・トイレについて、オストメイトの人でも利用できるようにしてほしい。 ・聴覚障害者のため、エレベーターにエレベーター内が見えるよう、透明な窓を付けるか、大きなモニターを設置し、災害時にモニターで会話ができるというシステムなどの検討してほしい。 ・車いすで自走して乗降する人のために、エレベーター内に全身が映る鏡を設置してほしい。 ・体育館にモニターがあれば、大会開催時など、字幕付きで手話通訳の方を映すことができると思う。 ・聴覚障害の方向けに、災害が起きた際、ランプで知らせるシステムを付けてほしい。 ・屋上に、災害時の非常用発電機を置いたりするなど、有効活用を検討してほしい。 ・館内などの案内については、分かりやすいサイン表示をしてもらいたい。具体的にサイン表示のデザインを進める際には家族や本人に聞いてもらえる機会を設けてもらいたい。 ・成人でもおむつ替えが必要な人がいるため、多目的トイレなどに大型ベッドの設置も検討してもらいたい。 ■外構・駐車場

	・旧西区役所跡地の西側の飛び地部分について、立体駐車場を整備し、駐車場台数のさらなる確保ができるとよい。 ・車いす使用者用駐車スペースの整備もお願いしたい。 ・建物の出入口で乗降ができるよう、屋根付き車寄せの設置も検討してもらいたい。 ・建物の周りも、ランニングコースの整備なども検討してもらいたい。 ・利用者や近隣住民が安心して、施設を利用できるように、周りの歩道を広くするなどの検討をしてほしい。
管理・運営	・自販機の管理やレストランの運営等、施設運営に障害者の方を優先して雇用していただきたい。 ・視覚障害者で競技者が多いブラインドテニスについては、体育館で行っているが、小規模な球技は多目的室でも実施可能としてはどうか。体育館だけだと他の競技と予約が重なるため、選択肢は広いほうが良い。 ・施設紹介パンフレットを作成する際には、障害のある人にもわかりやすくするため、難しい言葉は使わず、ルビがついたものがほしい。 ・地域の交流や共生社会の実現に向けて、小学校と連携して体験会に参加してもらおう等、はじめは意図的な企画として取り組み、いずれ自然な取組になるとよい。 ・避難所となる場合に旧西区役所跡地周辺の土地は、浸水の不安があるため、災害時の非常用発電機などの設置場所などは検討してもらいたい。 ・障害者、障害者の親は高齢者の方も多く、歩いての移動が困難な方も多いため、送迎バスの運行なども検討してもらいたい。最寄り地下鉄駅からの送迎バスがあるとよいと考える。
計画検討段階	・今後、設計の段階においても障害者団体のヒアリングを行い、障害者団体としての意見を反映しながら整備を進めていただきたい。

③有識者からの主な意見

項目	意見概要
施設計画	■建築物 ・過去の震災時において、上層階にプールがある施設では、地震の揺れで下層階に浸水をして施設が使えなくなった事例もあり、安全性についてきちんと検討してもらいたい。 ・避難所として利用することを想定するなら、なおさら配置について検討してもらいたい。 ■外構・駐車場 ・地下駐車場も良いが、大会開催時などエレベーターの混雑が予想されるため、エレベーターだけでなくスロープ等を設置して欲しい。 ・車いすの方や子どもを連れている方など、建物西側駐車場からの東側の入口までの移動は大変なのではないか。西側からのアクセス性についても検討してもらいたい。
管理・運営	・災害時の避難計画、避難経路等について、きちんと検討してもらいたい。
計画検討段階	・設計の際は、障害当事者の方や障害者スポーツのことをわかっている方に意見を聞いて欲しい。

(4) 関連計画の整理

新たな障害者スポーツセンターの検討にあたり、関連計画を以下に整理する。

●名古屋市第2期スポーツ推進計画（計画期間 2018～2022 年（5 年間））

基本理念

やろまい運動！やろまいスポーツ！ナゴヤを元気UP！～スポーツで交流を～

- 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しみ、ささえることで豊かな生活を営む元気なまち「ナゴヤ」をめざす
- スポーツを通じた交流促進のため、個の取り組み（マイ・スポーツ）から社会全体での取り組み（やろまい運動！やろまいスポーツ！）へと推進

基本目標

- 1 スポーツの楽しさや意義への気づきを促進し、だれもが気軽にスポーツに親しむことができるよう機会や場を提供するとともに、活動的なライフスタイルを推奨します。
- 2 子どものスポーツ実施機会の充実により、競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、ジュニア選手への支援を通じ、スポーツ振興を推進する好循環につなげます。
- 3 市民が安心・安全・快適に利用できるよう、スポーツ施設等の環境整備を進めます。

基本的方向3 障害者スポーツの推進

障害者がスポーツに親しめる環境の整備を進めます。

施策（1）「する」スポーツの充実

事業名	事業概要
ニーズに応じたスポーツ実施機会の提供	各スポーツセンターでニーズに応じたスポーツ実施機会を提供し、障害者の利用を促進
	障害者スポーツセンター等でスポーツのきっかけづくりとなるような教室を実施するほか、種目ごとに身近な場所で練習が行える場を設け、利用を促進
学校教育等における機会の提供	体育の授業のほか、課外活動において陸上競技等を実施
各種大会への参加の促進	名古屋市障害者スポーツ大会の実施
	特別支援学校生徒の「愛びっく大会」への参加

施策（２）「ささえる」スポーツの充実

事業名	事業概要
学校における障害者のスポーツ環境の整備	特別支援学校等において、障害のある子どもたちが、運動に参画する際の指導方法の工夫や必要な用具の提供
	特別支援学校等の教員に対して、障害のある子どもたちが、個々の特性に応じて運動に参画できるようにするための研修を実施
施設管理者に対する障害者スポーツへの理解の啓発	改修に併せてスポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、施設管理者に対する講習会等の実施や、障害者スポーツに関する資格取得の奨励等を実施
	障害者差別解消推進の立場から、情報提供や指導を実施
障害者スポーツへの理解の促進	障害者スポーツの体験会等の実施や障害者と健常者が共にスポーツに取り組む行事の開催、国内外で開催される大規模な障害者スポーツの競技大会を機に、障害者スポーツに対する理解を促進
障害者スポーツボランティア、指導者の育成の推進	学校や企業と連携し、障害者スポーツに係るボランティアを育成
	障害者スポーツボランティアの経験者などを対象に、障害者スポーツセンターが障がい者スポーツ指導者協議会と連携・協働して講習会を実施し、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得を推進

施策（３）「みる」スポーツの充実

事業名	事業概要
大規模な国内外の競技大会・イベントを契機とした「みる」スポーツの充実	国内外で開催される大規模な障害者スポーツの競技大会を機に、障害者スポーツへの市民の興味関心を高め、障害者スポーツの更なる理解を促進

●名古屋市第3期スポーツ推進計画（計画期間 2023～2027 年（5 年間））

基本理念

レッツエンジョイスports ～NAGOYA でスポーツを楽しみ、つくり、共につながろう～

- すべての市民が生涯にわたり、スポーツに親しむことで、笑顔で元気に過ごすことができることを目指します。
- 社会の変化や状況に応じて、スポーツを既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し・改善し、最適な手法等を考え、つくり出すとともに、地域、スポーツ団体や民間事業者等、様々な人々が身近な地域でスポーツを通してつながることを目指します。

分類体系

本市が目指すプラン1「性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等に関わらずすべての市民が、「楽しさ」や「喜び」を感じながら、スポーツへ自発的に参画する機会を創出します」に沿って分類体系を整理するとともに、基本理念である「レッツ エンジョイ Sports～NAGOYA でスポーツを楽しみ、つくり、共につながろう～」の実現に向けて、気軽にスポーツに親しみ、市民が楽しく、元気に過ごすことができる施策の充実を図ります。

アクション1 市民のスポーツへの参加を促進します

すべての市民がスポーツの楽しさに触れることのできる機会の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なスポーツ活動が制限されたものの、そのような状況下においても、各自が室内でも気軽に楽しく取り組めるようにといった視点を取り入れるほか、アプリの活用等や、スポーツに関する情報発信を行います。

【分類3 ユニバーサルスポーツの推進】

事業名	概要
ユニバーサルスポーツの推進	年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが一緒に楽しめるように、ルールや用具を工夫して行うユニバーサルスポーツの普及を促進

【分類5 障害者スポーツの推進】

事業名	概要
各施設での取り組み （各施設での障害者スポーツの振興）	各スポーツセンターで障害者スポーツ関係団体等と連携し、ニーズに応じたスポーツ実施機会を提供し、障害者の利用を促進
	障害者スポーツセンター等でスポーツのきっかけづくりとなるような教室を実施するほか、種目ごとに身近な場所で練習が行える場を設け、利用を促進
	障害者差別解消推進の立場から、情報提供や指導を実施

学校での取組み (学校での障害者スポーツの振興)	特別支援学校等の教員に対して、障害のある子どもたちが、個々の特性に応じてスポーツに参画できるようにするための研修を実施
	特別支援学校等において、障害のある子どもたちが、スポーツに参画する際の工夫を実施
	特別支援学校での体育の授業のほか、課外活動においてスポーツに関わる競技を実施
	特別支援学校生徒の「愛びっく大会」への参加
	障害者スポーツの一層の普及啓発を図るため、小中学校へ障害者スポーツの体験出前授業等を実施
障害者スポーツ大会等の開催	名古屋市障害者スポーツ大会の実施
	全国障害者スポーツ大会への選手の派遣等を実施
	第5回アジアパラ競技大会の開催(再掲)
裾野を広げる取組み	障害者がスポーツに取り組む際の障壁の1つとなっている経済的な負担を軽減させるため、障害者スポーツ競技用補装具等の購入の補助を実施
共生社会の実現に向けて	競技団体等と連携し、障害者と健常者が共に取り組む障害者スポーツの体験会等の実施や行事の開催
	年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが一緒に楽しめるように、ルールや用具を工夫して行うユニバーサルスポーツの普及を促進(再掲)
ボランティアや指導員の資格取得	大学や企業と連携し、障害者スポーツにかかるボランティアを育成
	障害者スポーツセンターが障がい者スポーツ指導者協議会と連携・協働し、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得を促進
新たな障害者スポーツセンターの整備	障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、新たな障害者スポーツセンターを整備

アクション2 子どもたちのスポーツ実施機会をつくります

学校での体育活動や地域における子どもの運動機会の充実を通して、生涯にわたる運動習慣の確立を図ります。また、運動やスポーツが好きな子を増やし、成人になってからもスポーツに取り組む礎を築きます。

【分類1 地域でのスポーツ振興】

事業名	概要
共生社会への気づき	人権意識を高めるため、人権スポーツイベントを開催
	障害者スポーツの一層の普及啓発を図るため、小中学校へ障害者スポーツの体験出前授業等を実施(再掲)

アクション3 誰もが気軽に親しめる環境をつくります

既存施設の有効活用や、様々な場面でスポーツができる場の創出にあたっては、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等に関わらず、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、すべての市民が気軽に安心・安全・快適にスポーツに親しめる施設等、持続可能な環境づくりを進めます。

【分類2 市民にやさしいスポーツ環境整備】

事業名	概要
新たな障害者スポーツセンターの整備	障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、新たな障害者スポーツセンターを整備（再掲）

アクション4 誰もが気軽に親しめる環境をつくります

多くの市民にスポーツへの興味を持ってもらうために、トップアスリート等の育成のほか、様々なスポーツを伝え、普及する人材であるスポーツ推進委員の更なる知識や技能の習得を図るとともに、様々なスポーツに関わる教育現場や各施設の管理者に対する講習会等の実施についてもスポーツに関わる人材を育成する関連事業として取り組みます。

【分類1 アスリートへの支援】

事業名	概要
アスリートへの支援	競技団体を通じて、競技力向上事業やジュニアアスリートサポート事業による競技力の強化、アスリートへの支援を実施
	大学と連携してスポーツ医科学サポート事業を実施
	県と連携し、スポーツ能力の高い子どもたちを発掘し、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会をはじめとした国際大会で活躍できる「トップアスリート」を育成
	障害者がスポーツに取り組む際の障壁の1つとなっている経済的な負担を軽減させるため、障害者スポーツ競技用補装具等の購入の補助を実施（再掲）

【分類3 スポーツボランティア等の育成】

事業名	概要
スポーツボランティア等の育成	スポーツイベント・ボランティアを育成し、市主催事業のほか、市に関連する様々なイベントで活躍
	大学や企業と連携し、障害者スポーツにかかるボランティアを育成（再掲）

【分類5 その他スポーツに携わる人材の育成】

事業名	概要
障がい者スポーツ指導員の資格取得	障害者スポーツセンターが障がい者スポーツ指導者協議会と連携・協働し、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得を促進（再掲）

●名古屋市スポーツ戦略（計画期間 2021～2030 年（10 年間））

Ⅲ. 基本理念

スポーツで名古屋の未来を照らす

人を惹きつける力、熱中させる力のあるスポーツを活かし、名古屋の明るい未来を描きます。スポーツにより地域の活性化や都市ブランドの向上を目指すことにより、にぎわいあふれ市民が誇りを持てる都市、活力ある都市を実現します。

戦略4 市民にやさしいスポーツ環境整備戦略

（1）障害者スポーツ等の振興

①障害者スポーツ等の理解促進・普及振興

でらスポ名古屋に加盟しているトップスポーツチーム等と連携し、試合会場での障害者スポーツの紹介等を行い、障害者スポーツと障害のある方への市民の理解を促進します。また、障害の有無、高齢者や子どもといった年代、性別、国籍、スポーツの得意不得意等に関わらず、市民の誰もが一緒に楽しく競い合えるユニバーサルスポーツの一つとして、障害者スポーツを普及振興します。

さらに、2022 年に杭州で開催のアジア競技大会では、e スポーツが公式プログラムになったことを踏まえ、e スポーツの良さを活かしながら、障害の有無等に関わらずスポーツを「する」楽しさを広めてまいります。

②障がい者スポーツ指導員の育成

障害のある方がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけを妨げない社会づくりを進めていくことが必要です。障害のある方がスポーツを試しにやってみようとする時や、やり

方や道具に工夫を加えた指導を受けようとする時に、積極的な支援ができるよう、障害者スポーツに知見を有する障がい者スポーツ指導員の育成を進めます。

③障害者が身近な場所でスポーツに親しむ機会の提供

障害のある方が各区のスポーツセンターを安全に安心して利用いただくため、各スポーツセンターにおいて障害の内容や程度ごとに対応方法をまとめたマニュアルによる職員への研修や利用される市民への理解促進等の環境整備を進めます。

また、障害のある人も無い人も安心して一緒にスポーツを楽しめる環境となるよう、相互理解を促進させ、心のバリアフリーの実現に向けた取り組みを進めます。

④アスリートもパラアスリートもパフォーマンスを発揮できる環境づくり

瑞穂公園北陸上競技場の一般開放日には、アスリートとパラアスリートの使用レーンを区分するなどアスリートとパラアスリートが一緒に安全利用できる環境を整えます。相互に意識し高め合える練習を通して、アスリートとパラアスリートの双方がパフォーマンスを発揮できる環境をつくれます。

⑤障害者スポーツセンターのあり方検討

障害者スポーツセンターは、ハード・ソフト両面において市内唯一の障害者スポーツ振興の拠点です。障害者スポーツへの関心が高まる中、先を見据え、時代のニーズに応じた役割を果たしていけるよう、施設の機能等、そのあり方を検討します。

●第6期名古屋市障害福祉計画・第2期名古屋市障害児福祉計画

(計画期間 2021～2023 年 (3 年間))

13 社会参加支援事業（任意事業）

区分	事業内容
地域スポーツ教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、各種教室や大会を開催します。
市障害者スポーツ大会	

●福祉都市環境整備指針（2022 年 3 月更新～）

Ⅱ 福祉のまちづくりの基本理念

3つの基本理念	施策の体系
1 人としての尊厳が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	1 福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり (1) 市民とのパートナーシップによるまちづくり (2) 福祉のまちづくり事業の進行管理

2 人にやさしい安全・安心で 快適なまち	2 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進 (1) 総合的かつ一体的な整備の展開 (2) 合理的配慮の提供との関連付け (3) バリアフリー化の対応 (4) 関連事業の推進と連携 (5) ユニバーサルデザインによる整備の推進
3 共に生き、共につくる魅力 的なまち	3 「意識のバリアフリー」の推進 (1) 広報・啓発の推進 (2) 研修事業・教育施策との連携 (3) 地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援

●名古屋市障害者基本計画（第4次）（計画期間 2019～2023（5年間））

第3 基本的な考え方

目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者が意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

施策展開の視点

- 1 地域での主体的な行動を促すための環境整備
- 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

施策の基本的方向

（7）スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実

障害者が社会で自立して生活する力を養い生活を豊かにできるよう、生涯にわたる自己実現の場として、様々なスポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の活動機会の充実を図ることで、障害者の社会参加を促進します。またスポーツ交流、文化芸術活動を通じた、地域間交流や国際交流を支援します。

①レクリエーション施設などのバリアフリーの促進

レクリエーション施設や文化施設、スポーツ施設、生涯学習センターなどのバリアフリーを促進するとともに、市立施設における文化芸術活動の公演・展示について、字幕や音声案内サービスの提供など、障害者のニーズに応じた工夫・配慮がなされるよう努めます。

②障害者スポーツの推進

ア 障害者がスポーツに親しめる環境の整備

障害者スポーツセンター・福祉スポーツセンターにおいて、レクリエーションやリハビリテーションなど、体力維持、健康増進を目的とする障害者のスポーツ実施機会を提供します。

また、市内の各スポーツセンターにおいて、ニーズに応じたスポーツ実施機会を提供し、障害者の利用を促進します。

イ 障害者スポーツの普及振興

市障害者スポーツ大会などの各種大会を開催し、成果発表の機会を提供するとともに、国内外で開催される大規模な障害者スポーツの競技大会を契機とし、障害者スポーツの普及振興を図ります。

また、スポーツ団体、当事者団体及び民間事業者などと連携・協働し、障害者スポーツに関する取り組みを支援します。

ウ 障害者スポーツを支える人材の育成・確保

障害者スポーツセンターにおいて、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツの振興を担う人材を育成します。

また、障害者スポーツへのボランティア活動を促進します。

④スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流、国際交流の促進

スポーツ交流、文化芸術活動を通じた障害者の地域間交流、国際交流が促進される様必要な支援に努めます。

(5) 他都市事例の調査

本事業に参考となる先進事例について整理する。

名称	東京都障害者総合スポーツセンター
所在地	東京都北区十条台 1-2-2
施設規模	■本館 構造：鉄筋コンクリート造 2 階建（一部 3 階、一部地下 1 階） 面積：6,035.65 m² 施設：体育館（761 m²、バスケ 1 面）、プール（671 m²、25m×6 コース）、卓球室（138 m²、5 台）、STT 室（56 m²、2 台）、集会室、印刷室、図書コーナー、宿泊室 ■増築棟 構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 面積：4,259.31 m² 施設：トレーニング室（241 m²）、多目的室（404 m²）、洋弓場、研修室 ■屋外施設 面積：8,908 m² 施設：運動場（グラウンドソフトボール 1 面）、庭球場（ハードコート 3 面）
概要	- 敷地面積：22,568.13 m² - 開設年月日：1986 年 5 月 10 日 増築棟 2018 年 7 月 1 日 - 利用料：無料 ただし宿泊施設は障がい者 1 名につき 1 泊 1500 円 介護者は 1 名まで 1500 円、2 名より 2000 円（健常者のみでの宿泊は不可） - 運営事業者：公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会（指定管理） - 利用状況（R2 年度）：年間延べ利用人数 7,354 人（1 日平均 41.8 人） - 送迎用バス：周辺駅から車いす用リフト付きの無料送迎バスを運行 - 駐車場：2 か所設置（ピロティ：33 台 屋外：12 台）病院とも兼用 - 駐輪場：54 台（車椅子用 13 台）
図 ・写真	 施設外観  全体図  増築棟ピロティ 車いす用駐車場  運動場（200mトラック）

〈本館〉

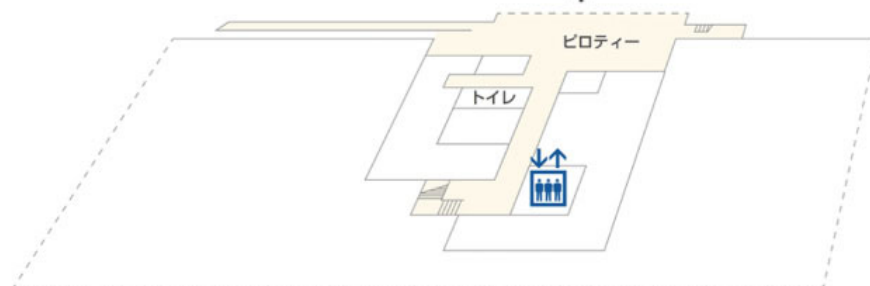
2F



1F



BF



〈増築棟〉

2F



1F

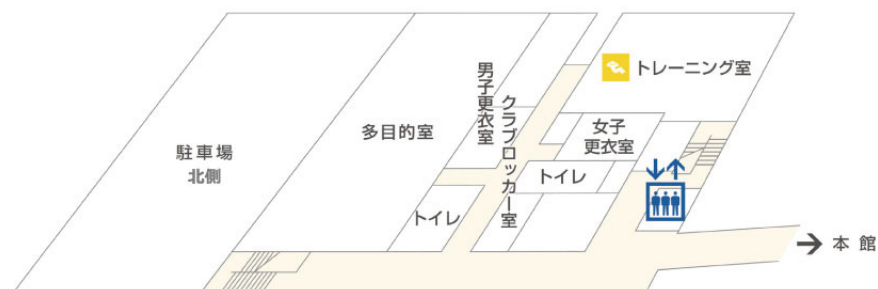


図
・写真

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

図
・写真



体育館



アーチェリー場



競技団体の機器や車いすを
収納する倉庫



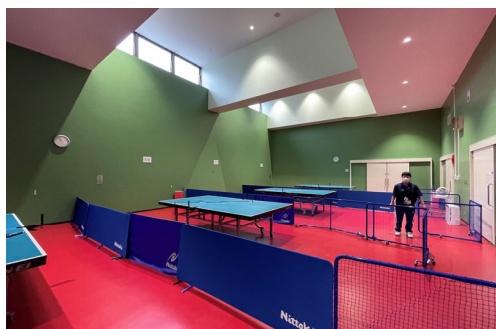
更衣室



25mプール



車いすから容易に入れる
プールサイド



卓球室



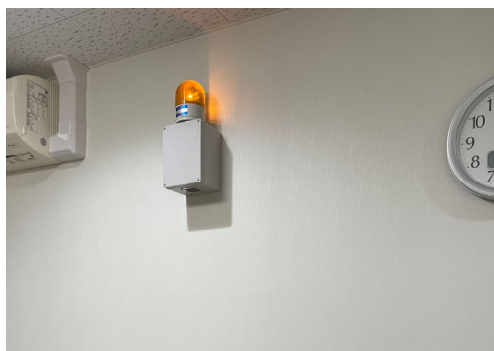
※STT 室

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

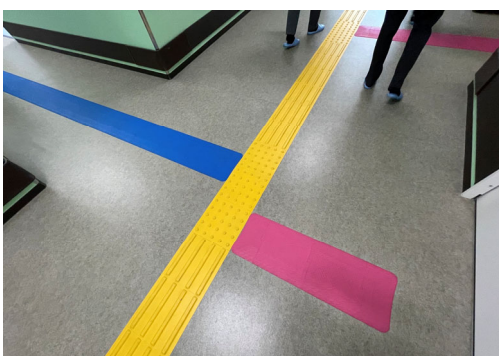
図
・写真



宿泊室 洋室



宿泊室に設置された
インターホンが鳴ると光るサイレン



男女トイレを分別できる
誘導ブロック



廊下に設置されたカーブミラー



座れるスペース



車いす用空気入れ



補助犬用トイレ



※テニスコート（ハードコート）

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

名称	東京都多摩障害者スポーツセンター
所在地	東京都国立市富士見台 2-1-1
施設規模	■本館 構造：鉄筋コンクリート造 2 階建 面積：4,990.59 m²（うち 764.32 m²は心身障害者福祉センター多摩支所） 施設：体育館（753 m²、バスケ 1 面）、プール（654 m²、25m×6 コース）、トレーニング室（175 m²）、集会室（130 m²～23 m²）、印刷室、録音室 ■宿泊棟 構造：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建 面積：1,380.77 m² 施設：卓球室（89 m²、3 台）、STT 室（22 m²、1 台）、宿泊室、調理談話室
概要	- 敷地面積：9,108.67 m² - 開設年月日：1984 年 5 月 24 日 宿泊棟 1993 年 4 月 29 日 - 利用料：無料 ただし宿泊施設は障がい者 1 名につき 1 泊 1500 円 介護者は 1 名まで 1500 円、2 名より 2000 円（健常者のみでの宿泊は不可） - 運営事業者：公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会（指定管理） - 利用状況（R2 年度）：年間延べ利用人数 7,199 人（1 日平均 39.5 人） - 送迎用バス：周辺駅から車いす用リフト付きの無料送迎バスを運行 - 駐車場：45 台
図 ・写真	2 F 1 F B1 F

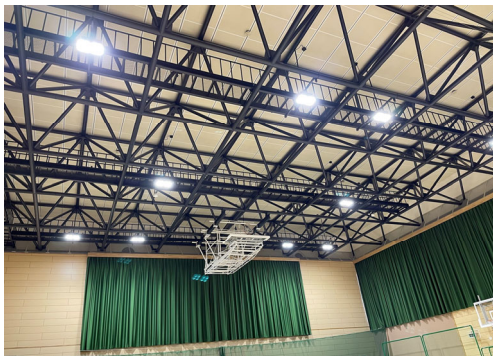
図
・写真



施設外観



避難用スロープ



LED 化された体育館照明



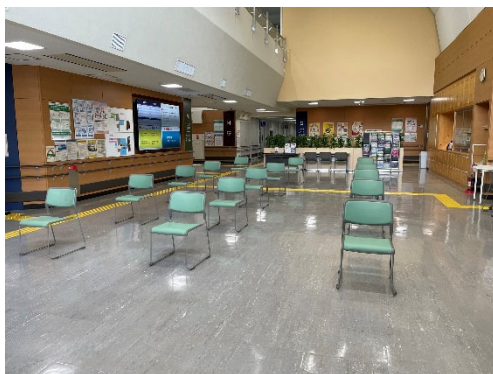
体育館



調理談話室



トレーニング室



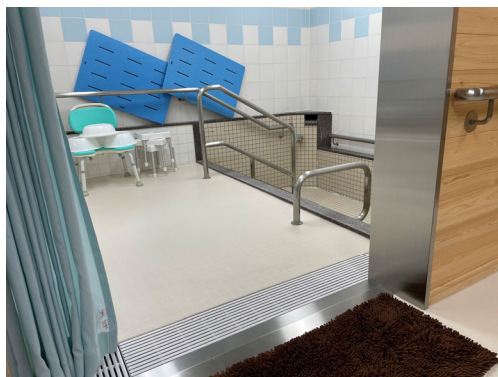
1 階ロビー



STT 室

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

図
・写真



宿泊棟 浴室



宿泊室（4 人部屋）



両側から出入りができる
家族更衣室



廊下には広角ミラーを設置



倉庫と体育館をつなぐ
ウッドデッキ

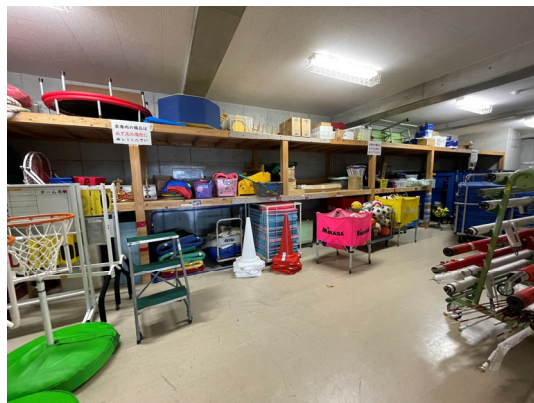
図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

名称	兵庫県立障害者スポーツ交流館
所在地	兵庫県神戸市西区曙町 1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内
施設規模	構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建て 面積：5,005 ㎡ 施設：体育館（1,393 ㎡、バスケ2面）、トレーニング室（168 ㎡）、更衣室、屋内駐車場等
概要	- 敷地面積： - ㎡ - 併用開始年月日：平成18年5月 - 利用料：アリーナ（半面・3時間専用利用の場合）…5,100～8,200 円(障害者 1,300～2,100 円) トレーニング室…1 人 1 回 300 円(障害者 150 円) - 指定事業者：(社福) 兵庫県社会福祉事業団（現指定管理期間：R3～R5 年度） - 利用状況（R3 年度）：年間延べ利用人数 54,662 人（1 日平均 195.2 人） うち障がい者割合は 51% - 駐車場：120 台 ○整備の経緯 昭和 50 年に開館した兵庫県勤労身体障害者体育館の老朽化に加えて、平成 18 年度の全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」に向け障害者スポーツの中核地点として新たに整備された。
図・写真	施設外観 周辺図 1F エントランスホール エレベーター(2機) 駐車場 2F アリーナ ツリーニング 更衣室 コインロッカー シャワー室 介護者同伴更衣室 受付・事務室 3F 観覧スタンド クライミングボード トレーニング室 授乳室 案内図

図
・写真



アリーナ



倉庫



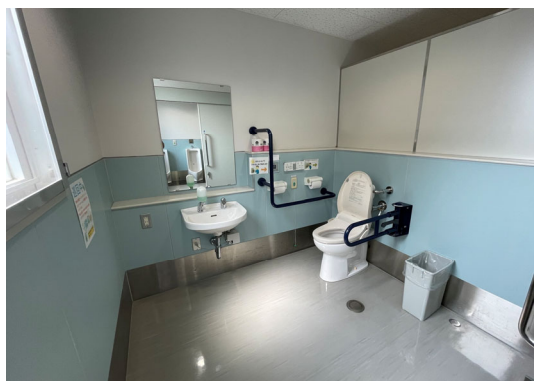
介護者同伴更衣室



2階受付



トレーニングルーム



多機能トイレ



1階 屋内駐車場



避難用スロープ

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設パンフレットによる。

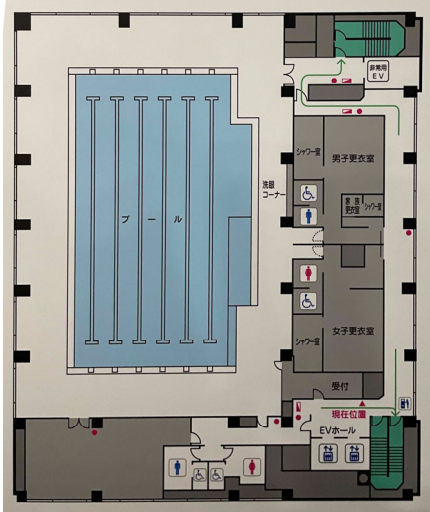
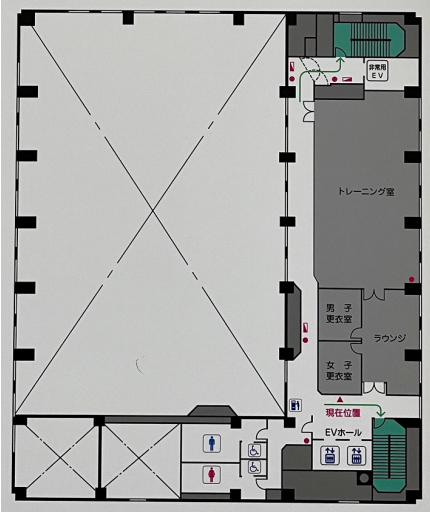
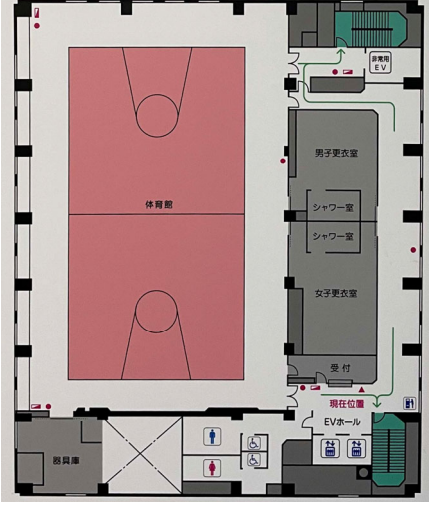
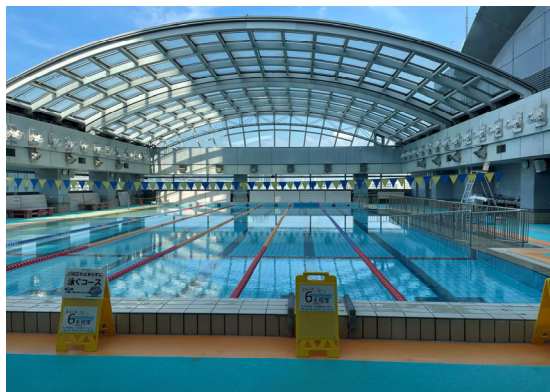
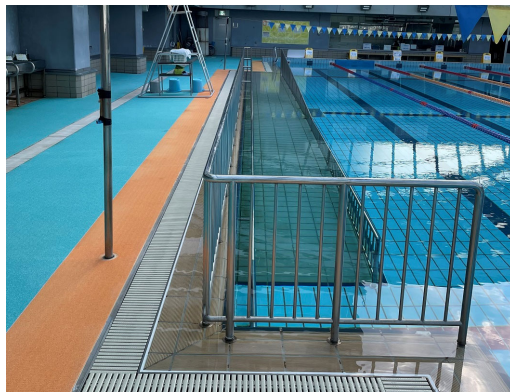
名称	神戸市立市民福祉スポーツセンター		
所在地	兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター内		
施設規模	構造：鉄筋コンクリート造地下2階付地上10階建の一部 面積：3,310㎡ 施設：プール（25m×6コース）、体育館（758㎡、バスケット1面）、トレーニングルーム（141㎡）		
概要	- 敷地面積：－㎡ - 開設年月日：平成6年4月1日 - 利用料：有料 施設により異なる 障害者は一般利用者の半額 - 営業日：木曜休館日 土曜日は障害者専用利用日となっている - 指定管理者：(株)COSPA ウエルネス - 利用状況（R2年度）：年間延べ利用人数 31,772人 - 駐車場：全17台（障害者用6台）		
図 ・写真	10F 	8F 	
	 施設外観	7F 	

図
・写真



25mプール



プール内スロープ



体育館



体育館ベンチ



※トレーニング室



更衣室



受付



家族更衣室

図出典：施設パンフレット。写真は特記なきは視察時撮影、※は施設HPによる。

3 整備方針

(1) 新たな障害者スポーツセンターの位置づけ

現在の名古屋市障害者スポーツセンターは市域東部に立地しており、利用者の地域的な偏りや施設の老朽化に伴い、大規模工事の実施による長期間の休館が発生する等の課題が生じている。

それらの課題を解決し、また障害者がよりスポーツに親しむ場を創出し、障害者のある方もない方も、誰もがスポーツに親しむことができる名古屋を目指すため、新たな障害者スポーツセンターの整備を行い、本市では2館を拠点に障害者スポーツの振興を図っていく。

整備にあたっては、現在の障害者スポーツセンターの利用者や地域、障害者団体の意見等を踏まえ、建築条件が許す限りのニーズに配慮した計画づくり、利用者のニーズに応じたきめ細やかなサポートや運動教室等のサービス提供、ユニバーサルデザイン化した環境の整備、地域との交流や共生社会の実現に向けた施設整備といった視点を踏まえて進めることとする。

新たな障害者スポーツセンターの位置づけなどについては、以下の通りとする。

視点	内 容
位置づけ	現在及び新たな障害者スポーツセンターの2館を本市の障害者スポーツ振興の拠点とし、障害者が、障害者がスポーツセンターでスポーツを楽しみ、運動の仕方を学ぶとともに、障害者スポーツを支える人材育成の場とする。
利用者	名古屋駅、最寄り地下鉄駅からの交通利便性を活かし、市内全域の障害者を中心に日常的に利用される施設を目指す。
整備機能	これからスポーツを始める方、既にスポーツに取り組んでいる方など、利用する方々のニーズに沿った機能を備えるものとする。

(2) 整備コンセプト

新たな障害者スポーツセンターの整備コンセプトを以下のように設定する。

**障害者が安心して気軽にスポーツに楽しむことができ、
また、交流が育まれる、地域に根差した温かみのある施設**

4 施設整備の概要

(1) 施設整備方針

整備コンセプト、先行調査、計画地の条件を踏まえ、施設整備方針を以下の通りとする。

整備方針1 利用者のニーズに対応した誰もが利用しやすい障害者スポーツの拠点となる施設づくり

- ・ 障害者がスポーツに親しむ機会が十分に得られる施設とする。
- ・ ボランティアやパラスポーツ指導員など、障害者スポーツを支える人材の育成拠点となる施設とする。

整備方針2 利用者のアクセス性に配慮し、誰もが安心安全に利用できる施設づくり

- ・ 誰もが利用しやすいよう、自動車や地下鉄、バス等の公共交通機関など様々なアクセス方法に配慮した施設とする。
- ・ ユニバーサルデザイン化の推進など利用者へ配慮した施設とする。

整備方針3 地域と連携し、共生社会への理解促進の拠点となる施設づくり

- ・ ターミナル駅である名古屋駅からの交通利便性などを活かし、情報発信等の障害者スポーツの普及啓発ができる施設とする。
- ・ 障害のある方とない方が交流できるほか、災害時には指定避難所となるなど、地域の方なども安全に利用できる施設とする。

(2) 導入機能

現障害者スポーツセンターの機能や課題、並びに本業務で実施した利用ニーズの把握を踏まえ、新障害者スポーツセンターに導入する機能を以下のように設定する。

新たな障害者スポーツセンターの導入機能

機能分類		諸室
運動系	体育館関連	体育室、観客スペース、更衣室・多目的更衣室・シャワー室（男・女・車いす）、器具庫
	プール関連	プール、採暖室、観覧スペース、指導員室、更衣室・多目的更衣室・シャワー室（男・女・車いす）、器具庫
	トレーニング関連	トレーニング室
	各種諸室	卓球室、サウンドテーブルテニス室
文化・会議系	会議室系	多目的室、会議室、相談室、カームダウン室
事務系	事務系	事務室、受付、職員更衣室、休憩室、医務室
共用部	利用者スペース	風除室、エントランスホール、廊下、階段、エレベーター、トイレ（男・女・バリアフリー）、交流ラウンジ
	バックヤード	機械室

上記のうち、主要諸室についての整備方針は以下のとおりとする。

運動系機能

①体育館

- ・エンドラインから壁面までの距離が確保され、安全に競技を行うことができるバスケットボールコートをもとに、取ることができる面積を確保する。
- ・バレーボール及びバスケットボールの利用が可能、天井高 7m以上を確保する。
- ・自然光によるグレア等の影響に配慮した採光・照明計画とする。
- ・車いすバスケット等各種競技に適した床の仕様とする。
- ・器具等が収納できる十分な倉庫を確保する。
- ・観覧できるスペースを設ける。

②プール

- ・安全な幅のあるプールサイドと 25m×6 コースが取れる面積を確保する。
- ・車いす利用者用スロープを設ける。
- ・面積に応じた適切な天井高を確保する。
- ・観覧できるスペースを設けることが望ましい。

③更衣室・シャワー室・トイレ

- ・様々な障害種別の方が利用しやすい設えとし、可能な範囲で多様な組み合わせを用意する。

④トレーニング室

- ・各種のマシンが設置できる十分な広さを確保する。
- ・指導員の確認や利用しやすいよう、開放的なつくりとする。

⑤卓球室

- ・卓球台が4面置ける十分な面積を確保する。

⑥サウンドテーブルテニス（STT）室

- ・STT用の卓球台が2面置ける十分な面積を確保する。
- ・STTに適した仕様とする。

⑦多目的室

- ・運動教室等の軽微な運動ができる面積を確保する。
- ・広さに応じた天井高さを確保する。
- ・利用者のニーズにあわせて部屋のレイアウト変更できるつくりとする。
- ・多目的な利用に対応できる十分な倉庫を確保する。

⑧会議室、相談室

- ・各種の小規模な会議や相談、控室等、多目的に利用できる設えとする。

⑨事務室

- ・指定管理等の運営方式に対応できるよう、十分な面積を確保する。
- ・エントランスホールに隣接し、来客等の対応がしやすい配置とする。

⑩エントランスホール

- ・道路や駐車場から視認しやすく、アクセスしやすい位置、設えとする。
- ・入退館の管理を行う場合に対応可能な、十分な広さを確保する。

⑪交流ラウンジ

- ・利用しやすい位置に設け、利用者が飲食等できる一定程度の広さを確保する。

⑫機械室

- ・ 体育館の空調導入など、今回整備する仕様に対応する十分な広さを確保するとともに、今後の機器等の入れ替え等の将来にわたって維持管理がしやすいように配慮する。
- ・ 屋上等にも機械類を配置するなど、洪水などの災害にも配慮する。

(3) 配置計画

新たな障害者スポーツセンターの建物配置は、敷地形状や周辺状況を考慮し、以下のように設定する。

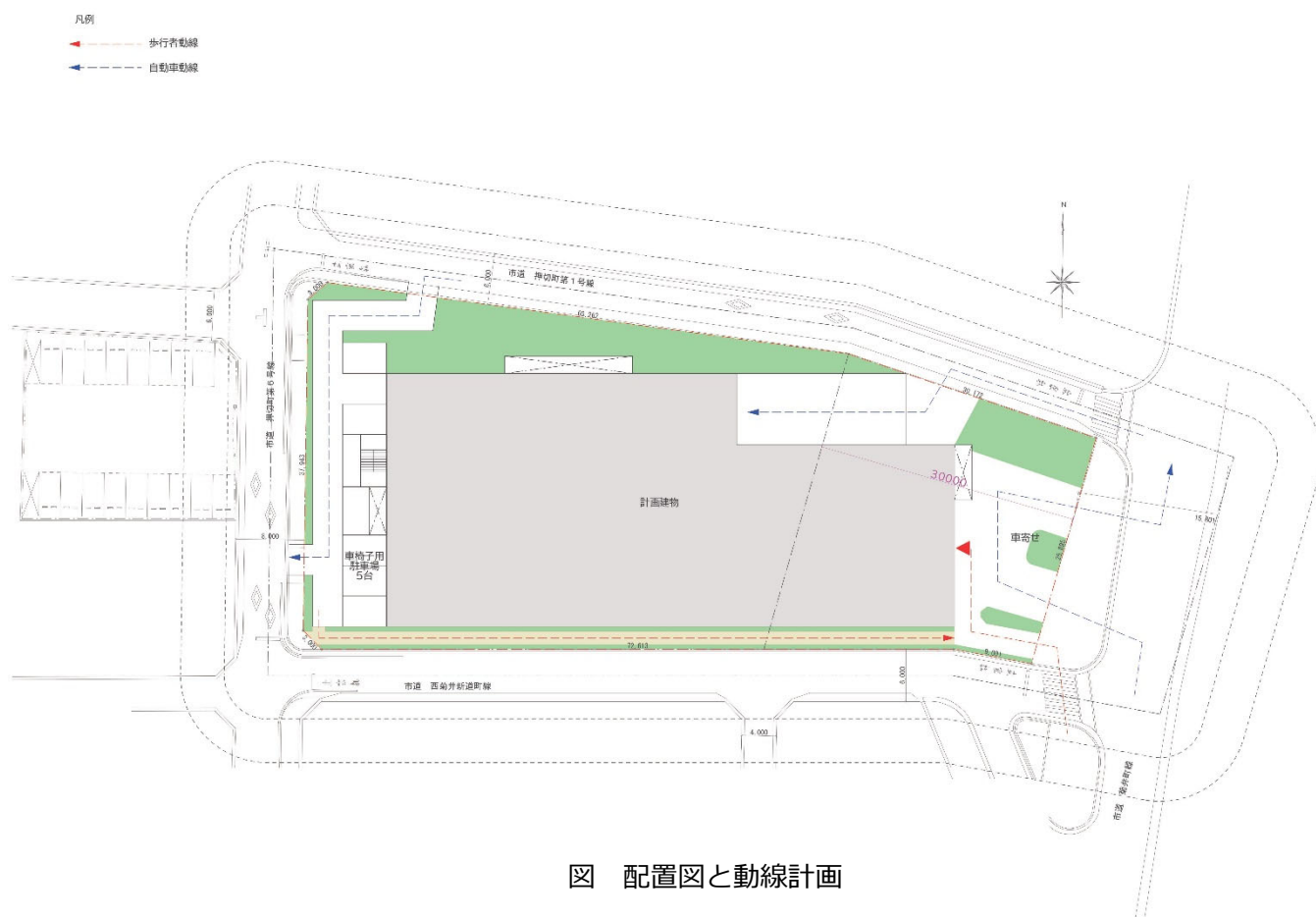
配置計画の考え方

- 公共交通機関の利用者動線や視認性に配慮した、東側道路側にメインエントランスを配置
- 周辺道路状況を踏まえた車両動線の設定及び駐車場の配置
- 歩車分離を徹底させた安心安全な敷地内動線計画
- 道路斜線や日影規制などの法規制を踏まえた建物配置

駐車場計画

ターミナル駅である名古屋駅及び最寄り地下鉄駅からの交通利便性を踏まえ、公共交通機関の利用の促進及び福祉バスの運行について、今後検討を行うこととする。

一方、障害者スポーツセンターという施設性質上、自家用車での来訪も多いことが想定されるため、現在の障害者スポーツセンターの駐車台数（50 台）と同程度の台数の確保を目指す。



(4) 建築計画

前節までの検討を踏まえ、建築計画について検討する。

① 諸室の想定規模

各諸室の想定床面積を以下の通りに設定する。

機能	室 名	床面積 (㎡)	備 考
運動系	体育館	770	バスケットボール 1 面
	プール	650	25m×6 コース+スロープ
	プール採暖室・指導員室等	70	
	トレーニングルーム	120	
	卓球室	140	
	サウンドテーブルテニス室	60	
	2 階 男女更衣室・シャワー室	200	多目的更衣室含む
	1 階 男女更衣室・シャワー室	150	多目的更衣室含む
観覧系	体育館観覧スペース	120	
	プール観覧スペース	85	
文化・ 会議系	多目的室	65	
	多目的室	70	
	多目的室	90	
	会議室	120	
	相談室	50	
	カームダウン室	10	2 か所
管理系 他	事務室	100	
	プール事務室	15	
	トイレ	350	バリアフリースイレ含む
	倉庫	240	
	機械室	200	
	エレベーター	100	30 人乗り、20 人乗り各 1 台
	玄関・ホール・廊下・その他	865	
	交流ラウンジ	60	
地上部分 合計		4,700	

※別に地下駐車場を含む地階 1,700 ㎡

②諸室のゾーニング

まちなかの限られた敷地を有効活用するべく、新施設については多層階構成とする。東側にエントランスを設け、階段、エレベーター等の上下移動の動線を配置し、平面的に幅が確保できる西側に体育館とプールを配置し、利便性と合理性を両立したゾーニング計画とする。

5 階：多目的室等

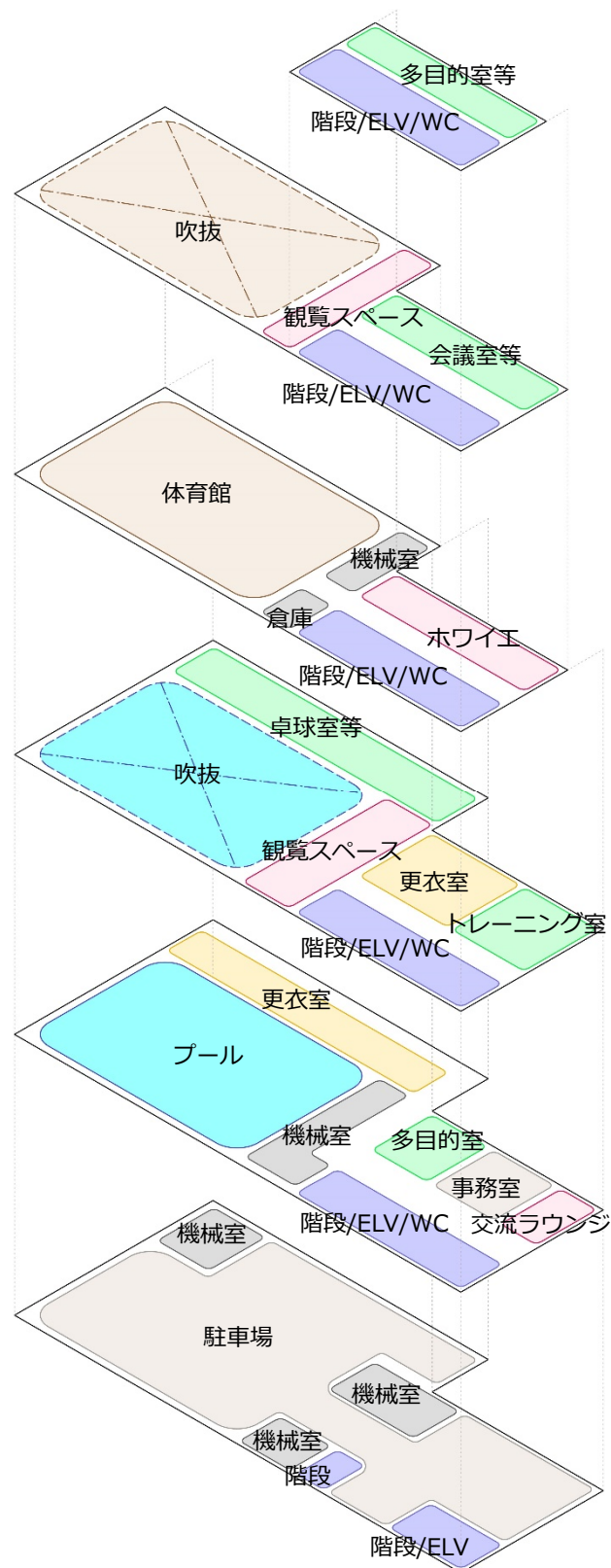
4 階：体育館観覧スペース、会議室等

3 階：体育館、ホワイエ等

2 階：プール観覧スペース、トレーニング室、
卓球室、更衣室等

1 階：エントランス、プール、
多目的室、事務所等

地下 1 階：駐車場、機械室等



③内外装計画の考え方

内外装計画については、障害者団体等からの意見を聞きながら検討をしていくが、基本的な考え方は以下の通りとする。

外装の考え方

- 周辺の街並みとの調和に配慮した計画とする。
- 日常の清掃や維持管理、メンテナンスがしやすいデザイン及び材料選定を行う。
- 断熱性に優れた外装材や建具、ガラス等を検討し、省エネルギー性能に配慮した計画とする。

内装の考え方

- さまざまな障害者の利用に配慮した計画とする。
- 日常の清掃や維持管理、メンテナンスがしやすいデザイン及び材料選定を行う。
- 温かみがあり、居心地の良い内装計画とする。

④その他建築計画

災害発生時等の緊急時対応の考え方

- 中～高層階での被災時には、障害者の利用が多く災害の種類によっては中層階への一時避難が効果的となる場合も考えられることから、緊急時に避難できるよう3階の屋上を陸屋根とすること等を検討する。

(5) 構造計画

本計画地においては、旧西区役所及び旧西保健所の地下構造が存置される予定である。地下構造及び上部構造についての考え方をそれぞれ以下のように整理する。

① 地下構造についての考え方

既存地下構造物を存置・再利用して新施設を上部に整備する方法は、以下のような懸念があるため、既存地下構造物は全て撤去した上で、新施設整備時に地下構造を含めて整備することとする。

＜既存地下構造物を存置・再利用して新施設を上部に整備する場合の懸念点＞

- ・新たに計画する上部構造と、既存の地下構造の平面形状が一致しない。地下構造も2期に分かれている。
- ・既存杭については、健全に鉛直荷重支持が出来る場合においても設計時には水平力が適切に見込まれていないため、免震構造等で新設と既存躯体の縁を切るなど既設杭への負担を軽減するか、別に水平力を負担できる杭を新設する必要がある。
- ・新施設に対応する杭を、既存杭とは別に新規に打設する場合、小型の杭打設機械を地下階へ下ろして打設する方法と、地下階内に流動化処理土を充填した上で地上から各スラブを貫通して杭を打設する方法が考えられる。いずれの方法も工期、費用共、大きくなる。

新施設については、日影規制を含めた高さ規制が建築計画上大きく影響することと、既存地下構造物の除却の際、山留としての活用や新規掘削が少ない点を考慮し、地下空間の利用可能性についても検討を行う。

既存杭については、有効利用できる場合を除き、全て撤去する。

② 上部構造についての考え方

構造形式等については、設計段階において、安全性や耐震性が十分に確保されているとともに、経済性とのバランスが確保される費用対効果に優れたものを検討する。

本施設は、災害時の避難所として指定することを予定しているため、設計クライテリア（要求性能）を構造体Ⅱ類、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類以上として、耐震安全性を確保する。

表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※構造体 : 梁、柱、床、壁など建物に加わる力を支える部位

非構造部材 : 外壁、扉、ガラス、天井、間仕切りなどの部材

建築設備 : 電気、通信、給・排水、消火、空調など建物に付帯する設備

本施設の構造計画上の具体的な配慮事項としては、以下の点が挙げられる。

- ・敷地形状が細長いため、建物の平面形状も細長くなることが考えられる。また体育館やプールといった階高が高い部分、もしくは吹抜が必要となる。これらに対し、剛性率・偏芯率に影響するため、例えば壁面の適切な配置や鉄骨鉄筋コンクリートの採用等といった配慮により、構造的なバランスを確保できるようにする。
- ・日影規制などの高さ規制に対応するため、階高を抑える必要がある。特に体育館やプールの大スパン部分については、鉄骨又は PC・鉄骨鉄筋コンクリート等を採用して梁成を抑えることとする。

(6) 設備計画

① インフラ設備供給計画

- 前面道路の給水本管、下水管、電線、ガス管等からの引き込みを行う。
- 受変電設備、発電機設備、空調・消火設備等については、浸水等に配慮し、上層階に配置する。
- 指定避難所としての利用も想定されることから、ライフラインの途絶対策についても検討する。

② 電気設備計画

■照明設備等

- 屋内競技に必要な照度を確保するとともに、過度なグレアなどがない快適な照明環境となるよう、照明設備の配置や機器等を検討する。
- 過度な自然光の影響を避け、快適に屋内競技を行うことができる開口部を設ける。
- 省電力な LED 照明を採用する。
- 設備更新がしやすいような配置計画や配慮を行う。
- 建築基準法に基づき必要箇所へ非常照明を設置する。
- 必要箇所へ誘導灯を設置する。

■発電設備等

- 新設キュービクルを屋上に設置する。
- 停電時や災害時に必要な保安電源を確保するため、自家発電設備を設置する。
- 再生可能エネルギーの導入を図るため、太陽光発電設備等の設置を検討する。
- 発電設備は、キュービクル等、受変電設備との系統連携を図り、蓄電設備より電源供給が行えるなど効率的な運用ができる工夫を図る。
- 今後、避難所の指定等を考慮して、災害時等に施設に稼働させる機能の取捨選択を行い、それに伴う設備とする。

■弱電設備等

- 一般放送設備と非常放送設備を設置する。
- 自動火災報知設備を設備更新がしやすいような配置で設置する。
- 構内交換設備を設置する。
- 情報通信設備を設置する。
- 玄関／事務所間の相互通信可能なインターホン設備を設置する。
- テレビ共聴設備を設置する。
- 監視カメラ設備を設置する。
- ガス使用箇所にガス漏れ警報器を設置する。
- 多機能トイレ・シャワー室への非常呼出し装置、事務室への親機の設置を検討する。

- 各室に電気時計の設置を検討する。
- 競技場への光刺激反応装置の設置を検討する。

③ 空調設備計画

- 近年の猛暑等に対応できるよう、全館冷暖房完備とする。(管理部分等を除く)
- 卓球やバドミントン等の屋内競技に影響が無いよう、利用状況に応じた空調方式を採用する。
- プールサイドに床暖房を設置する。

④ 給排水・衛生設備計画

- 障害者利用プールにおいては特に水温管理が重要である。燃料費削減効果の高い給湯システムの導入について検討する。
- 衛生面、メンテナンス性、経済性、環境負荷の低減などに配慮し、設計段階で適切な設備の導入を図る。また障害者の利用に配慮した配置や機器選定を行う。

⑤ エレベーター設備計画

- 大型車いす利用者の利用に配慮し、大型（30人乗り）と中型（20人乗り程度）の2台設置について検討する。
- かご内正面に鏡を設置する等、車いす利用者が自走して利用するための配慮を行う。
- 専用運転機能を有する等、利用者の利便性に配慮した設備の設置について検討する。
- 外部との通信機能を有する等、災害時においても利用者の安全性に配慮した設備の設置についても検討する。

（7）その他の計画

① 外構計画

- 歩行者のメインアプローチとなる東側道路から建物入口までの経路については、視認しやすく、また通行しやすいように配慮する。
- メインの入口には、雨天時の自動車・バスの乗降がしやすいよう、車寄せと庇を設置する。
- 建物西側駐車場から建物内へのアクセス性について、建物西側等にも出入口を設置すること等も検討する。
- 駐車場から建物入口までは歩道を整備し、歩車分離を徹底させる。
- 必要な緑化率を満たす植栽帯を敷地内に設ける。

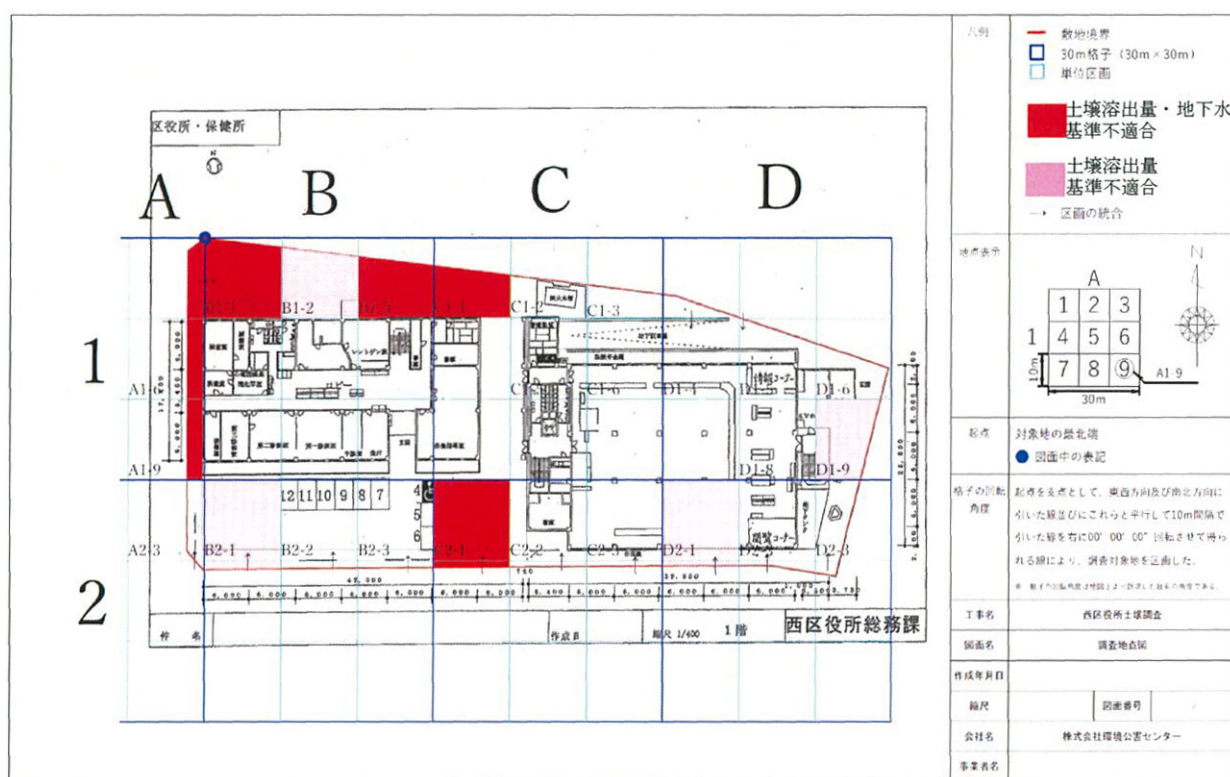
② 土壌汚染対策

これまでに以下の土壌汚染調査が行われている。

	報告書名	年月
1	旧西区役所及び旧西保健所の土壌汚染調査業務委託報告書（地歴調査編）	平成 31 年 2 月
2	旧西区役所及び旧西保健所の土壌汚染調査業務委託報告書（土壌調査編）	平成 31 年 2 月
3	旧西区役所及び旧西保健所の土壌汚染調査業務委託（追加調査）報告書（地歴調査編）	平成 31 年 3 月
4	旧西区役所及び旧西保健所の土壌汚染詳細調査業務委託報告書	令和元年 5 月

※いずれも株式会社環境公害センターによる。

これらの一連の調査により、砒素による土壌汚染の範囲が確定した。（下図参照）対象地は、土壌溶出量基準に不適合であり、地下水においても基準の不適合が確認された。



図：土壌汚染範囲（出典：上記 4 報告書）

○面積 約 760.95 m² ○土量 約 1084.90 m³

地点	面積m ²	深度m	土量m ³	地下水汚染	地点	面積m ²	深度m	土量m ³	地下水汚染
A1-6	19.57	1	19.57	あり	B2-1	110.84	1	110.84	－
A1-9	19.69	1	19.69	あり	C1-1	57.16	1	57.16	あり
B1-1	114.51	1	114.51	あり	C2-1	108.70	3	326.1	あり
B1-2	82.55	1	82.55	－	D1-9	72.14	1	72.14	－
B1-3	69.24	1	69.24	あり	D2-1	106.55	2	213.1	－
					合計	760.95	－	1084.90	－

表：基準不適合範囲の面積及び土量（出典：上記 4 報告書）

土壌汚染・汚染水の対策

上記の調査により判明した汚染土壌については、除去にあたって以下の考え方によることとし、周辺への影響に配慮する。なお、汚染土壌の指定解除までは必須としない方針とする。

- ・汚染土の深度が概ね 1m、深いところで 3m であり、既存地下構造物の方が深いことから、既存地下構造物除却前に、先行して汚染土壌を処分する。
- ・道路境界付近の汚染土壌処分については、深度 1m 程度であれば通常のオープン掘削によることとし、一部深度 1m 以上の箇所については鋼矢板等の土留めを行うこととする。
- ・地下水については、施工底面より 1m 以上、下にあることが要求されるため、地下水面が GL-2.0m 以上の場合、ウェルポイント等により、常時地下水面を下げることにする。ウェルポイントにより揚水した地下水は、下水基準に合致させるなど適正に処理をして放流する必要がある。

なお、地下水内の砒素の含有量は本市の下水道へ排出できる水質基準値以下のため、処理を行わずに排出することは可能である。

参考

- ・「旧西区役所地下 1 階排水処理調査結果報告書」（株式会社平田設備）において、現状の地下水の水質については、本市下水道水質基準における環境項目等及び有害物質について不検出または基準以下となっている。
- ・本事業において発生する地下水が本市下水道水質基準に適合しない場合は、適正に処理して基準値以下とする必要がある。仮に地下水に砒素が含有していた場合、以下の処理方法が代表的である。今後最適な処理方法について検討を行うこととする。

処理方法	概要
共沈処理工程	鉄塩、消石灰、高分子凝集剤を用いる処理
吸着処理工程	活性炭、活性アルミナ、二酸化マンガ、セリウム、ランタン等を用いて吸着する処理
オゾン処理工程	オゾンにより 3 価ヒ素から 5 価ヒ素へ参加する処理
逆浸透膜処理工程	水に溶け込んでいるイオン物質を膜により取り除く処理

【下水道へ排出する下水の水質基準】

下水道へ流す排水については、下水道施設の機能保全と公共用水域の水質保全の目的から「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」により水質基準が設定され、水質規制が行われています。水質規制物質・項目が下水道へ与える影響については、次のとおりです。

水質規制物質・項目	下水道へ与える影響
温度	下水管内の作業を妨げます。
水素イオン濃度（pH）	強酸、強アルカリの排水は下水道施設を損傷させます。 他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量（BOD）	高濃度になると水処理センターの処理機能が低下します。
浮遊物質（SS）	下水管内の清掃回数を増加させます。 下水管を詰まらせます。
沃素消費量	下水道施設を損傷させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	下水管を詰まらせます。火災の危険もあります。
フェノール類、ふっ素	水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。
銅・亜鉛・クロム等重金属 シアン・砒素・PCB等有害物質	水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。 水処理センター等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭素・ベンゼン等有機溶剤類 チウラム・シマジン等農薬類	下水管内の作業を危険にします。 水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。

下水道に排出する下水の水質基準には“直罰基準”と“除害施設設置基準”があります。

◇ 直罰基準

特定事業場に適用される水質基準です。違反すると直ちに罰則の対象となり、除害施設設置基準に優先して適用されます。（下水道法第12条の2、名古屋市下水道条例第5条）

◇ 除害施設設置基準

すべての工場・事業場に適用される水質基準です。下水道へ汚水を流すときには除害施設（排水処理施設）を設置するなどして、この基準以下にしなければなりません。この基準を超えた場合は、監督処分の対象となります。（下水道法第12条、第12条の11、名古屋市下水道条例第4条及び第6条）

水質基準は次の表の通りですが、一部例外もありますので、詳しくは水質管理課までお問い合わせください。

水 質 基 準

対象		特定施設のある事業場					特定施設のない事業場					
排水量(m³/日)		50 未満	50 以上 1,000 未満		1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上	50 未満	50 以上 1,000 未満		1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上	
環境項目等	温度	—	45℃以下		45℃以下 (40℃以下)		—	45℃以下		45℃以下 (40℃以下)		
	水素イオン濃度 (pH)	5 以上	5 以上 9 以下		5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)		5 以上	5 以上 9 以下		5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)		
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	—	600 以下	2,000 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	—	600 以下	2,000 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	
	浮遊物質(SS)	—	600 以下	1,400 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	—	600 以下	1,400 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	
	沃素消費量		—	220 以下				—	220 以下			
	ノルマルヘキ サン抽出物	50 以下	5 以下				50 以下	5 以下				
	質含有量	50 以下	30 以下				50 以下	30 以下				
	油脂類											
	(注) 銅		3 以下	3 以下				3 以下				
	(注) 亜鉛		2 以下	2 以下				2 以下				
	(注) クロム		2 以下	2 以下				2 以下				
	(注) フェノール類		—	5 以下				—	5 以下			
	(注) 鉄(溶解性)		—	10 以下				—	10 以下			
	(注) マンガン(溶解性)		—	10 以下				—	10 以下			
有害物質	カドミウム	0.03 以下				0.03 以下						
	シアン	1 以下				1 以下						
	有機燐	1 以下				1 以下						
	鉛	0.1 以下				0.1 以下						
	六価クロム	0.5 以下				0.5 以下						
	砒素	0.1 以下				0.1 以下						
	水銀	0.005 以下				0.005 以下						
	アルキル水銀	検出されないこと				検出されないこと						
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下				0.003 以下						
	トリクロロエチレン	0.1 以下				0.1 以下						
	テトラクロロエチレン	0.1 以下				0.1 以下						
	ジクロロメタン	0.2 以下				0.2 以下						
	四塩化炭素	0.02 以下				0.02 以下						
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下				0.04 以下						
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下				1 以下						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下				0.4 以下						
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下				3 以下						
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下				0.06 以下						
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下				0.02 以下						
	チウラム	0.06 以下				0.06 以下						
	シマジン	0.03 以下				0.03 以下						
	チオベンカルブ	0.2 以下				0.2 以下						
	ベンゼン	0.1 以下				0.1 以下						
	セレン	0.1 以下				0.1 以下						
	ほう素	10 以下				10 以下						
	ふっ素	8 以下				8 以下						
	1,4-ジオキサン	0.5 以下				0.5 以下						
	ダイオキシン類	10 以下				10 以下						

備考

- 単位：ダイオキシン類はp g-T E Q/L、その他(温度、水素イオン濃度を除く)はm g/Lです。
- の網掛けは、直罰の水質基準(直罰基準)です。網掛け以外は、除害施設等が必要な水質基準(除害施設設置基準)です。
- (注)印の水質について、新たに工場・事業場を設置する場合は直罰基準の適用範囲が2 0 m³/日以上になります。
- ()内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水についてのみ適用されます。
- 排水量が5 0 以上1 0 0 0 m³/日未満の事業場等のうち、汚水の成分が天然の有機物であり、水処理センターで処理できる排水の場合には、BOD 2 0 0 0 m g/L、SS 1 4 0 0 m g/Lまで、除害施設設置基準を緩めることができます。(排出承認)
- ふっ素、ほう素、亜鉛については、暫定基準が別に定められている場合もありますので、詳しくは水質管理課にお問い合わせください。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準が適用されます。また、それ以外の事業場に対しては、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り除害施設設置基準が適用されます。

(令和4年12月 訂正版)

8. 調査結果

8.1 調査結果

調査の結果は以下のとおりである。

表 8.1-2 溶出量調査結果

試料採取日：平成 31 年 4 月 23 日～平成 31 年 4 月 25 日

分 析 日：平成 31 年 4 月 23 日～令和 元年 5 月 29 日

	18号溶出量試験 (mg/L)						地下水
	砒素						—
	表層	GL-1m	GL-2m	GL-3m	GL-4m	GL-5m	
A1-6	0.013	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.013
A1-9	0.015	0.007	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.013
B1-1	0.018	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.012
B1-2	0.011	0.006	0.009	0.007	<0.005	<0.005	<0.005
B1-3	0.015	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	0.015
B2-1	0.028	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008
C1-1	0.011	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	0.019
C2-1	0.011	0.012	0.041	<0.005	<0.005	0.006	0.014
D1-9	0.015	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
D2-1	0.015	0.011	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

8.2 考察

測定の結果、C2-1 において GL-2m まで、D2-1 において GL-1m まで基準不適合であり、他の地点は GL-1.0m で基準に適合であった。また地下水については、A1-6、A1-9、B1-1、B1-3、C1-1、C2-1 において基準不適合であり、他の地点については基準に適合であった。

計 量 証 明 書

第 19D1260 号

令和 元 年 5 月 29 日

名古屋市西区長 殿



計量証明事業委託制度登録第281号
株式会社 環境 エンター

名古屋市守山区南栄二丁目201番地
〒463-0808 TEL (052) 739-1350(代)
環境計量士 牛 古 誠

出張採取した下記の試料に対する計量の結果を次のとおり証明します。

試 料 名 :	地下水
採 取 場 所 :	旧西区役所及び旧西保健所の土壌汚染詳細調査 等業務委託
採 取 地 点 :	別紙2参照
採 取 日 :	別紙2参照
分 析 項 目 :	砒素
試 験 結 果 :	別紙2参照
計量証明事業の外部機関へ委託:	該当なし
分 析 方 法 :	JIS K0102 61.2 水素化物発生原子吸光法

採取日	採取場所	砒素
4月23日	A1-6	0.013
4月23日	A1-9	0.013
4月24日	B1-1	0.012
4月25日	B1-2	<0.005
4月25日	B1-3	0.015
4月24日	B2-1	0.008
4月24日	C1-1	0.019
4月24日	C2-1	0.014
4月23日	D1-9	<0.005
4月23日	D2-1	<0.005
	基準値	0.01

想定工事スケジュール

準備約 2 ヶ月、汚染土搬出約 1 ヶ月、購入土搬入+転圧約 1 ヶ月の計約 4 ヶ月程度が最短と想定され、天候等を踏まえた実日数としては 5～6 か月程度を確保するのが望ましい。今後、具体的な時期や状況等により改めて確認する必要がある。

(参考)

準備：発注者・保健所等との施工方法の打合せ、施工計画書の作成・承認

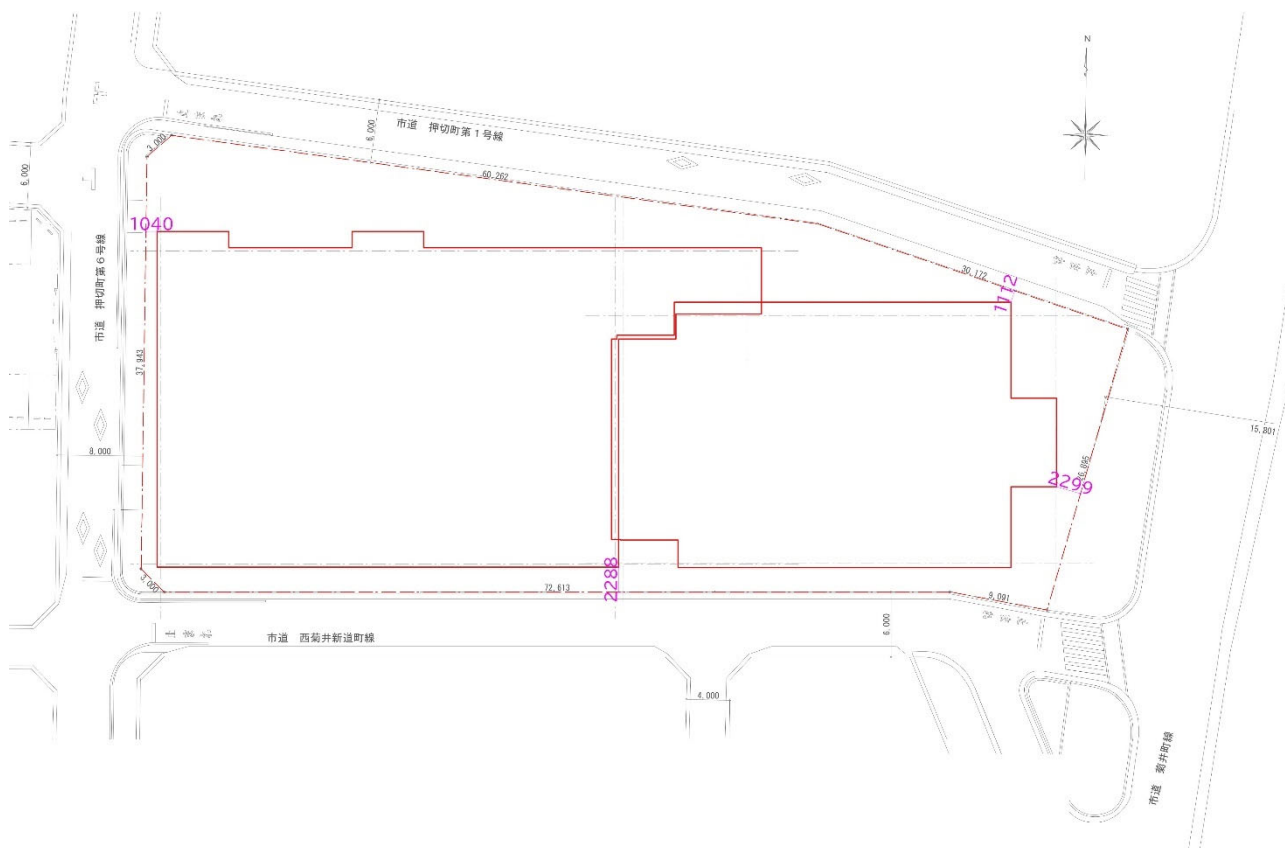
汚染土搬出：土量 1,085m³→1,953t となる。搬出に 10t トラックを使用、8t/台として計算すると、延べ台数=1,953/8≒250 台となる。20 日で割ると 12.5 台≒13 台/日。作業状況と搬出経路によるが、1 日 2～3 往復の運搬が可能と思われるため、5～7 台程度の運搬車両の確保により、最短では 1 ヶ月で搬出は可能と考えられる。

購入土搬入+転圧：搬入量は搬出と同量であり、最短では 1 ヶ月で可能と考えられる。転圧も並行して実施可能。但し、運搬車両や重機台数が十分あるという前提。なお、購入土については事前に分析が必要である。(所要期間約 3 週間)

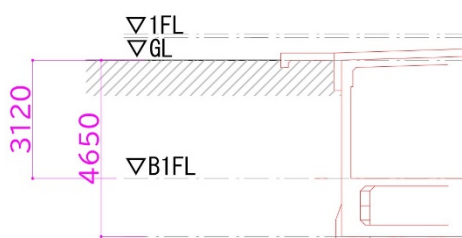
③ 既存地下躯体解体及び新築工事の工法

現状の地下躯体存置状況について

- ・ 既存地下躯体の配置状況は以下の通りである。

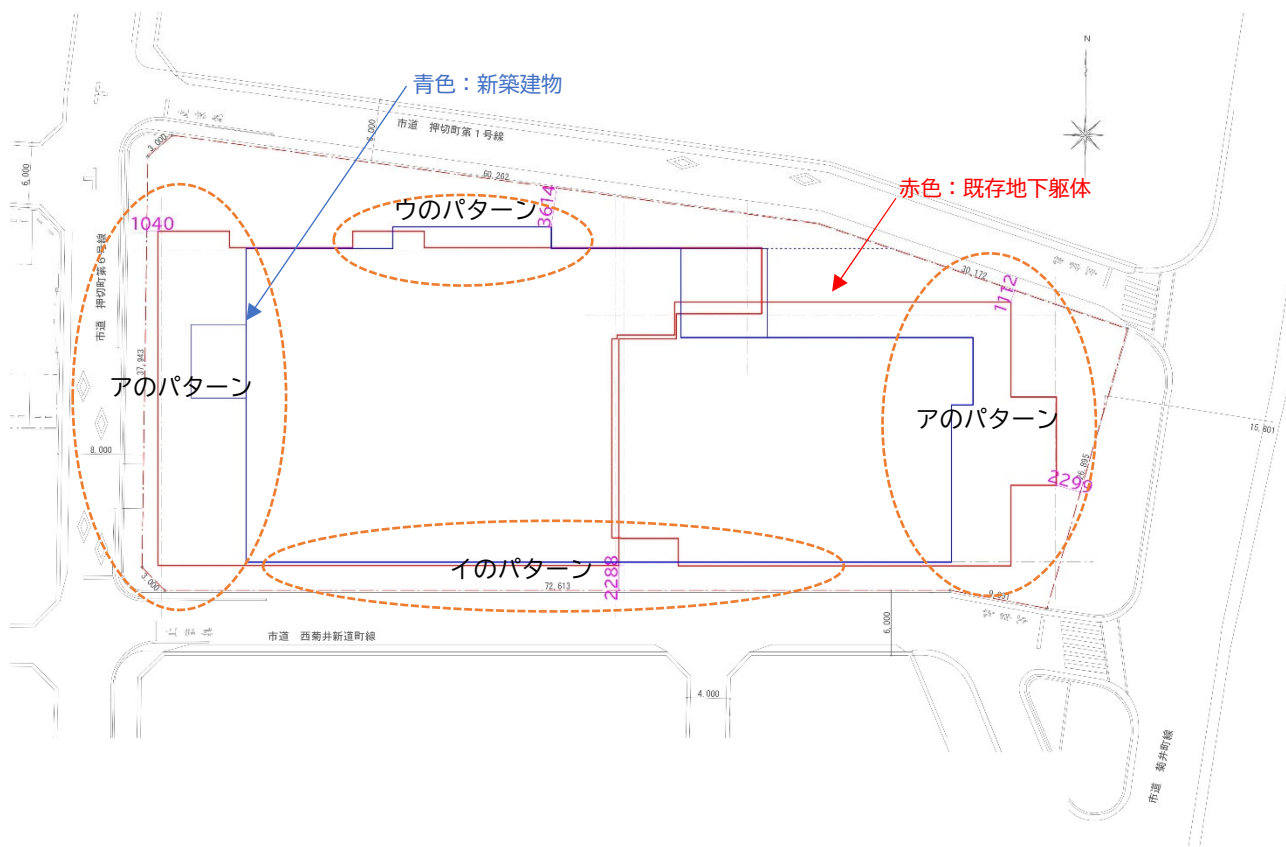


- ・ 既存地下躯体の断面は以下の通りであり、加えて基礎部分ではピット底盤から約 0.6m 深くなる。



新築計画と既存地下躯体について

- ・ 既存地下躯体の存置状況と新築計画の配置状況は下図のようになる。



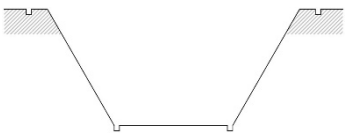
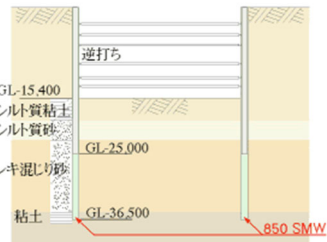
- ・ 既存躯体と新築建物の位置関係により、以下の3種類に分類できる。

ア：既存躯体より内側に新築する場合		・ 新築建物の基礎の方が深いため、既存地下躯体を土留として利用するには配慮が必要。
イ：既存躯体とほぼ同じ位置に新築する場合		・ ほぼ同じ位置に新築する場合は、既存地下躯体を解体撤去する必要があることから、既存地下躯体を土留として利用することはできない。
ウ：既存躯体より外側に新築する場合		・ 既存地下躯体を土留としては利用できない。

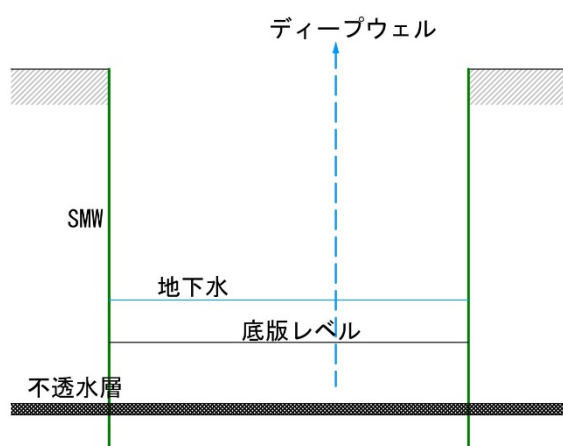
- ・既存地下躯体と新築建物の位置関係の特徴としては、新築建物の基礎の方が既存地下躯体よりも深い点である。既存地下躯体を存置して新築工事を実施すると既存地下躯体が倒れてくることが想定されるため、基本的には土留として存置して工事をすることはできず、先行して既存地下躯体を解体撤去する必要がある。

地下躯体解体工法について

- ・大きくは以下の3つの工法が考えられる。

	法付オープンカット工法	シートパイル工法	SMW工法 (ソイルセメント柱列壁工法)
概要	地盤が崩れないように傾斜をつけて地盤を掘る工法。傾斜をつけることで、土が崩れにくくなる。	両端に継ぎ手が付いた鋼板（鋼矢板）を地盤に貫入させて山留とする工法。固い地盤でも打ち込みが可能で、引き抜き回収することで反復使用する。継ぎ手同士がしっかりと結びつくことにより、ある程度の止水ができる。	現場で掘り出した土とセメントミルクを混ぜて芯材としてH型鋼を入れて山留壁とする工法。止水の山留壁となるので、地下水の湧く地盤で、比較的深い掘削を行う工事で用いられる。
工法イメージ		 (一社)鋼管杭・鋼矢板技術協会 HP より	●被圧地下水対策工事  SMW 協会 HP より
メリット	・他の工法に比べて工事費を抑えることができる。	・SMW工法に比べて経済的に山留とできる。	・止水性のある山留壁となるため、施工性が高い。
デメリット	・敷地に余裕が無いと採用できない。 ・地下水位が高い場所では地下水対策が必要となる。	・一定の止水性能はあるものの十分ではない。ウェルポイントとの併用がされることが多いが、地盤沈下への対策が必要。	・3工法では最も工事費が高い。 ・地中に躯体とは別の構築物を設置する必要がある。

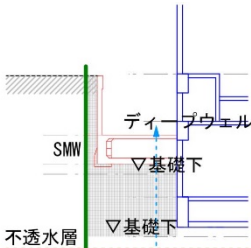
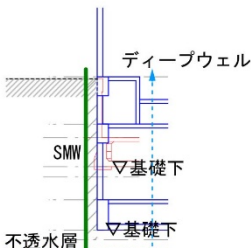
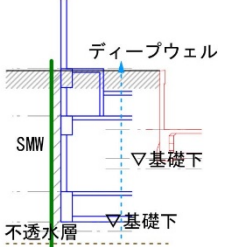
- ・敷地単位で複数の解体工法を併用することは、重機の入替えの手間や工程の段取りなどを考慮すると、一般的には採用されないと考えられる。
- ・本市の別事業で法付オープンカット工法とシートパイル工法を併用している事例がある。敷地が十分に広い場合は法付オープンカット工法と他工法との併用の可能性はあるが、本事業では採用の可能性は低いと考えられる。また工区分けして複数の工法を併用することもあるが、本事業は工区分けする規模ではない。
- ・シートパイルを存置するのは高価であるため、打ち込み後引き抜くのが一般的である。打ち込みによるため、周辺への振動の懸念がある。また地下水吸水のためにウェルポイントを行うが、敷地が広ければ地盤沈下しても問題ないが、今回の状況では道路の地盤沈下を引き起こす可能性があり、道路埋設管への影響も懸念される。
- ・一方SMW工法は、無音無振動とされる。また存置して地下外壁の型枠転用とすることも多い。不透水層の下まで連続壁を構築して、ディープウェルで吸水するのが一般的である。



SMW工法の概念図

：SMWで不透水層を貫き、建築する範囲の地下水をディープウェルで吸水する

・地下躯体解体及び新築建物基礎工事の考え方（SMWの場合）

ア：既存躯体より内側に新築する場合		・既存地下躯体外側にSMWを構築し、既存地下躯体解体撤去及び新築建物底版深さまで掘削を行う。 ・新築建物地下工事完了後、SMWとの間は埋め戻しを行う。
イ：既存躯体とほぼ同じ位置に新築する場合		・既存地下躯体（新築建物躯体）外側にSMWを構築し、既存地下躯体撤去を行う。 ・新築建物地下躯体は、SMWを外型枠として利用してコンクリートを打設する。
ウ：既存躯体より外側に新築する場合		・新築建物地下躯体外側にSMWを構築し、既存地下躯体解体撤去及び新築建物底版深さまで掘削を行う。 ・新築建物地下躯体は、SMWを外型枠として利用してコンクリートを打設する。

解体から地下工事までの工事工程について

- ・以下の工事工程が現時点では想定される。但し今後の検討により変わりうるものである。
 - ①汚染土壌の搬出と新規購入土による埋め戻し
 - ②SMWを構築
 - ③既存地下躯体解体撤去
 - ④新築建物底版深さ、位置まで掘削
 - ⑤新築建物地下躯体構築
 - ⑥SMWまで距離がある箇所は埋め戻し

SMW工法での施工について

- ・既存地下躯体解体にあたっては、ブレーカーよりも圧砕機（クラッシャー）で解体する方が効率的である。圧砕機で既存躯体をつかむのに、外側に概ね30cm以上のクリアランスが必要と考えられる。よってSMWの設置位置については、クリアランスが確保できる地下躯体の30cm程度外側を想定する。
- ・施工にあたっては既存の地下躯体を活用して、重機等を乗り入れる構台を設置することが想定される。

- 敷地西側の施工については、既存基礎フーチングがあり、フーチング端から道路境界まで約400mmの箇所もあるなど狭く、SMW 施工が難しい場合も想定される。(下図1)
- 一般的には穿孔径は400～450mm 程度であるため、安全側として基本計画としては下図2を想定する。この場合は既存躯体を一定程度残した内側で SMW 工法を施工する。既存躯体が倒れないよう、切り梁を設置する、アンカーを設置する、既存躯体を1スパン残す等の対策が必要と考えられる。

図1

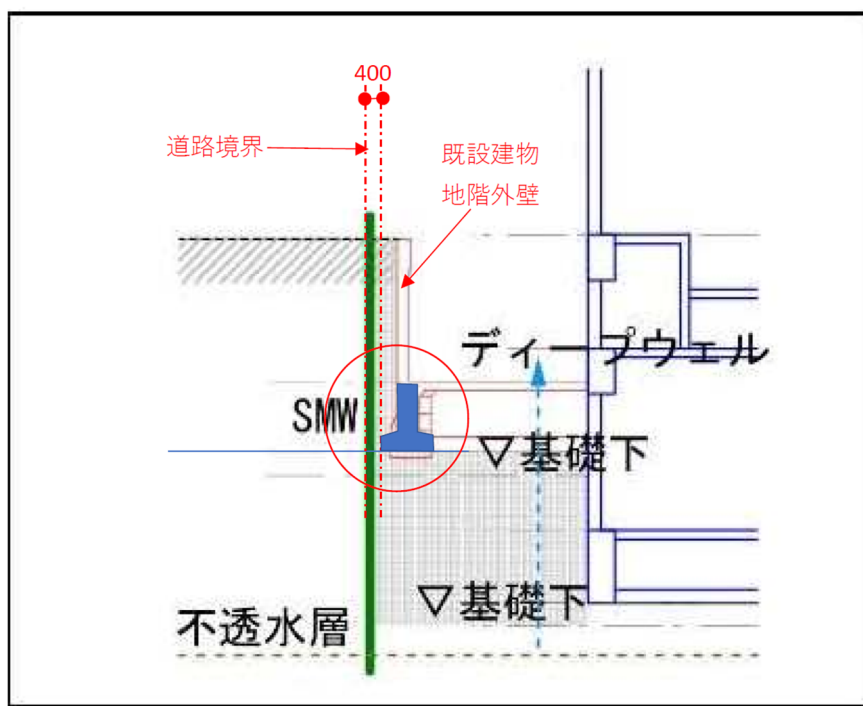
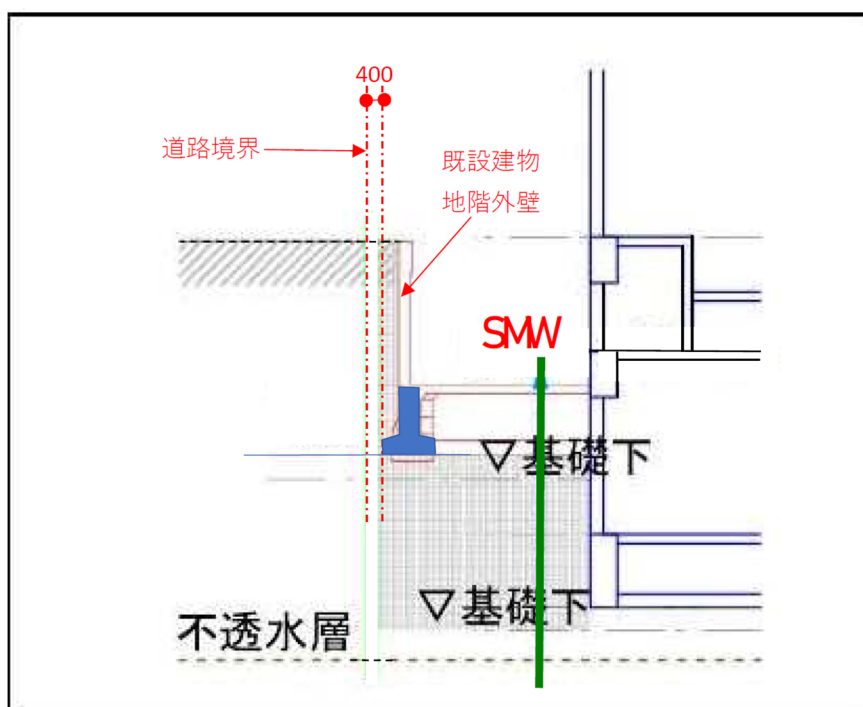


図2



本事業において確認しておくべき事項

- ・以下の点について確認しておく必要がある。

土質（不透水層）：SMWの設置深さに影響。深い場合は不透水層まで到達させないことも検討
（次頁土質柱状図から16～19m程度に粘土層があることが確認できる）

地下水位：吸水工法の検討に必要

1F、B1Fスラブの強度：重機が載る強度が確保できない場合は補強の必要がある

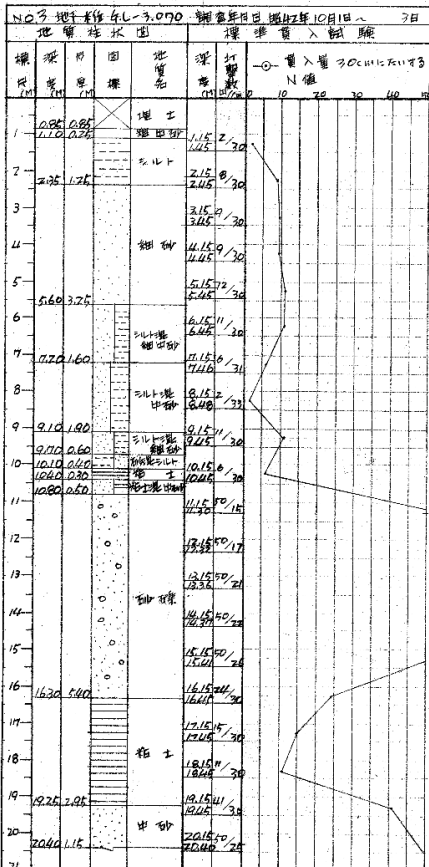
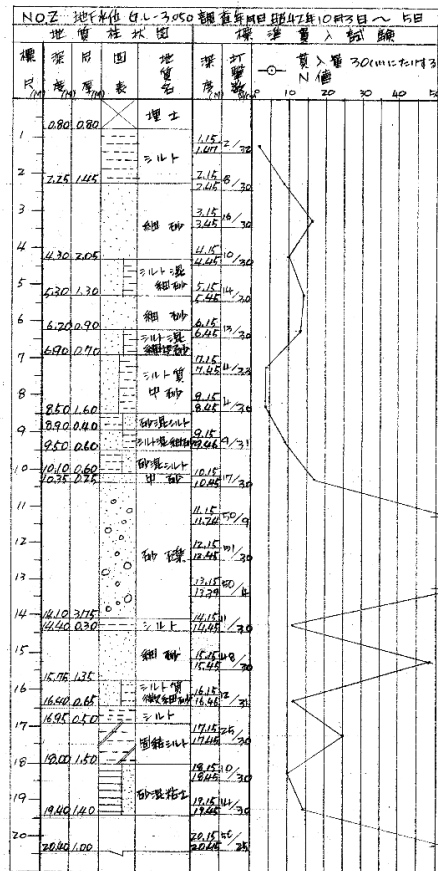
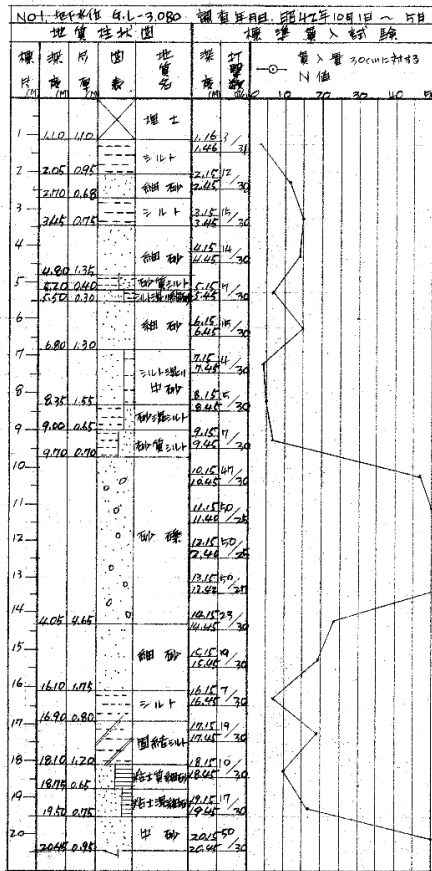
想定される周辺への影響

- ・地盤沈下について、ウェルポイントを設置する場合は、周辺地盤の沈下が想定される。また汚染土壌撤去など、道路境界際を深く掘る場合は簡易山留を設置する等、道路等への影響を抑える工法の検討が必要である。
- ・埋設管については、敷地四周に各種配管が埋設されている状況ではあるが、SMWを構築して地下工事を実施する場合は、道路への影響は少ないと考えられる。
なお、沈下計測口を設置することで、既設管への地盤沈下による影響を管理することが考えられる。設置する場合は、沿道掘削施行承認申請時に協議を行うことになる。

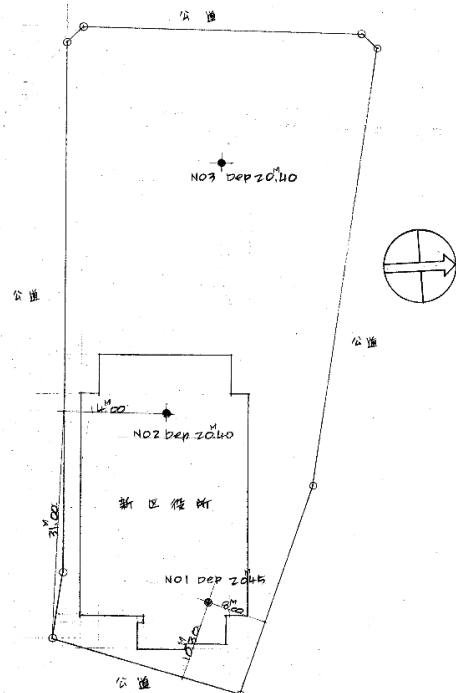
旧西区役所改築第一期工事時点（昭和42年） 土質柱状図

地質柱状図 (名古屋市西区役所旧庁舎敷地)

調査場所: 西区切通 調査期間: 昭和42年10月3日～10月5日



41-11270位置図 4.1/500



(調査地質: 調査結果=31)

④ 感染症対策

- 十分な換気設備の導入を図るとともに、自然換気が可能となるように配慮する。
- 観覧席の設置等にあたっては、ゆとりのある配置について検討する。
- 内装材や建具、設備機器等、接触が想定される箇所については、抗菌処理された材料選定に配慮する。また非接触で操作可能な設備の選定や建築計画についても検討を行う

5 整備手法等の検討

(1) 概算事業費の算出

公設の障害者スポーツセンターは全国でも 30 施設程度であり、本事業に類似した近年の新設整備事例は見当たらない。よってここでは、近年に整備された体育館とプールの合築施設事例を参考に算定する。

近年では資材単価や労務単価の上昇傾向が続いており、工事費の高騰が予測される。

このような状況も踏まえ、近年整備された体育館・プール建設事例を参考とし、建築工事費単価を 70.2 万円/㎡、地下駐車場の整備工事費単価を 48.0 万円/㎡と設定し、想定床面積から試算すると、概算事業費は、約 48.2 億円と見込まれる。(既存地下躯体除却、土壌汚染対策工事を含み、設計監理料等は含まない)

今後、今以上に工事費単価が高騰することも想定される中、詳細な建設事業費については、本計画に示す機能や品質の確保を図りつつ、財政状況を踏まえ、基本設計・実施設計の各段階において具体的な検討を行っていく必要がある。

内容	数量	単価 (千円)	費用 (千円)
建築工事費			
地上部分工事費	4,696 (㎡)	702	3,296,592
地下駐車場工事費	1,690 (㎡)	480	811,200
外構工事費	1,946 (㎡)	20	38,920
建築工事費合計			4,146,712
地下躯体解体工事費	2,103 (㎡)	53	111,459
地下躯体解体 SMW 工法割り増し分	230 (m)	388	85,330
土壌汚染対策工事費	1,085 (㎡)	35	37,975
税抜合計			4,381,476
消費税			438,148
税込合計			4,819,624

（２）整備・管理運営手法の検討

公共施設等の整備等に関し、民間ノウハウを活用し経費の削減を図るなどの効率的・効果的な実施や、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起による経済成長に資するよう民間活力を活用していくことは重要であり、本市においても、民間でできることを民間に委ねることを基本として、民間活力の積極的な導入を推進している。

新たな障害者スポーツセンター整備にあたって、各方式のメリット・デメリットの比較検討を行った結果、従来方式（仕様発注方式）が最も適切であると判断した。

従来方式が各種の PPP/PFI 方式に対して優れている点としては、以下の２点が挙げられる。

- 施設の性質上、利用団体や利用者の意見を適時適切に設計・施工に反映できるなど、発注者（行政）の意向を反映しやすい
- 近年稀にみるほどの建設費高騰の状況においては、総額契約でのスライド条項による契約変更や設計変更により工期・工事費の変更を行いながら事業を進めるよりも、段階を踏んで整備内容を確定していく方が堅実である

（３）財源

整備事業の財源については、国の補助制度（社会資本総合交付金、防災安全交付金等）、地方債制度（公共事業等債等）、助成金（スポーツ振興くじ助成金等）及び市が負担する一般財源での対応を想定している。このほか、他の交付金や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ等の活用により、一般財源の負担軽減に努める。

区分	制度名称	補助・充当率
補助制度	社会資本整備総合交付金	1/2 補助
	防災・安全交付金	1/2 補助
地方債制度	公共事業等債	充当率：90%（うち本来分 50%、財源対策債分 40%） 交付税措置：あり（財対分の 50%）

新たな障害者スポーツセンター整備に向けた整備手法について

事業方式	P F I 手法	D B 方式	従来方式
メリット	・性能発注のため、整備において民間事業者の創意工夫が活かせる可能性がある ・収益事業がある場合は、市の負担軽減につながる可能性がある ・維持管理を含む場合、中長期の事業期間を通じ、管理業務が大幅に軽減される ・官民対話の結果を事業条件に反映でき、官民連携の実現性が高い ・維持管理を含む事業の場合、事業期間が長期にわたることで建設費を事業期間中に平準化できる	・性能発注のため、整備において民間事業者の創意工夫が活かせる可能性がある ・複数業務を同一事業者が発注するため、整備期間の管理が容易	・設計・建設・維持管理が個別に発注されることから、P F I のように他業種との連携が不要であり、多くの民間事業者が参画しやすい ・設計・建設・維持管理が個別発注のため、発注者（行政）の意向を反映しやすい ・設計業務発注時点で事業内容・事業費を確定させる必要がなく、段階を踏んで検討を深めることができる ・障害当事者及び障害者団体等からの多様な意見・要望に対して他の手法よりも細やかに対応することができる
デメリット	・障害者スポーツセンター等、障害者利用の体育館は特に収益性が低く、V F Mが出にくい ・性能発注のため発注者（行政）の意向を細やかに反映しづらいことがある ・きめ細かな性能発注が求められる中で、齟齬が発生した際の設計仕様変更が難しい ・旧西区役所跡地の地下構造物の活用については、工期や費用ともにメリットがなく、現実的な工法ではないため、民間事業者のもつノウハウを享受できない ・土壌汚染や地下汚染水が確認されており、リスクに対する不確定要素も多く、結果的にコストが高くなる可能性がある。 ・民間事業者のS P C管理コストが発生し、対価に含まれる ・他会社が運営に参加した際に、現在の障害者スポーツセンターとの連携が図れない可能性がある	・性能発注のため発注者（行政）の意向を細やかに反映しづらいことがある ・きめ細かな性能発注が求められる中で、齟齬が発生した際の設計仕様変更が難しい ・維持管理を含まないためコスト平準化ができない ・旧西区役所跡地の地下構造物の活用については、工期や費用ともにメリットがなく、現実的な工法ではないため、民間事業者のもつノウハウを享受できない ・土壌汚染や地下汚染水が確認されており、リスクに対する不確定要素も多く、結果的にコストが高くなる可能性がある。	・民間事業者がもつノウハウを享受できない ・建設費用が他の手法に比べて、高くなる可能性が高い ・財政支出の平準化ができない
評価	×	△	○
	・障害者スポーツ施設（体育館）は収益事業に取り組みづらい施設であることから、全国的にPFIの事例がなく、民間事業者の事業参画意向は極めて低いと考えられる。 ・また性能発注のため、きめ細かな発注意向が反映されづらい可能性があり、施設整備や運営上、支障をきたす恐れがある。 ・当該整備予定地については、土壌汚染や地下汚染水が確認されておりリスク要素、不確定要素も多く、結果的にコストが高くなる可能性がある。	・コスト平準化のメリットが得られず、性能発注のため、きめ細やかな発注意向が反映されづらい可能性があり、施設整備や運営上、支障をきたす恐れがある。 ・当該整備予定地については、土壌汚染や地下汚染水が確認されておりリスク要素、不確定要素も多く、結果的にコストが高くなる可能性がある。	・行政が過去に培ってきたハード・ソフト面のノウハウ等を細かく仕様で定めることで、これまでのサービス水準の確保が期待できる ・障害当事者及び障害者団体等からの多様な意見・要望に対してきめ細やかに対応することができる

(4) 事業スケジュール

事業手法によって、工程は異なる。前節で最も適切と判断した「従来方式」で事業を進める場合は、2030年度の供用開始を目指すこととする。

想定される事業手法ごとのスケジュール案

